

岐阜県男女共同参画計画(第4次)
骨子(案)

— 目次 —

➤ 第1章	計画の趣旨	1
	1. 計画策定の趣旨	1
	2. 計画の性格	1
	3. 計画の期間	1
➤ 第2章	計画の基本的な考え方	2
	1. 計画の目標	2
	2. 計画の基本理念	2
	3. 計画の体系	3
	4. 「岐阜県男女共同参画計画(第3次)」における数値目標の達成状況	4
	5. 計画の背景	5
➤ 第3章	政策の4つの柱に基づく施策の方向	34
	1. 第4次計画における重点事項	34
	2. 政策の4つの柱に基づく施策の方向性	35
➤ 第4章	計画の推進体制と役割分担	39
	1. 推進体制	39
	2. 役割分担	39

第1章 計画の趣旨

1. 計画策定の趣旨

- 平成15年に「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」を制定し、条例に基づき策定した「岐阜県男女共同参画計画(第1次、第2次、第3次)」の下、男女共同参画社会の実現を目指し、施策を実施してきた。
- これまでの取組を通じ、固定的な役割分担意識は徐々に解消の方向に向かっているものの、社会全体では、女性の参画が進まない分野があるなど不平等感や性別による固定的な役割分担意識が根強く残る。
- 男女共同参画社会の実現には、あらゆる分野への女性の参画を進め、男女共にワーク・ライフ・バランスの実現を推進し、仕事だけでなく様々な分野へ参画できる環境を整えることが重要である。
- また、家族構成などの変化による家庭、職場、地域社会など様々な分野における担い手不足などの課題を解決するために、男女共同参画社会の実現は必要不可欠であり、男女共同参画社会づくりを進めるための指針として策定する。

2. 計画の性格

- (1) 「男女共同参画社会基本法」及び「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」に基づき、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画
- (2) 国の「第4次男女共同参画基本計画」や、県の「『清流の国ぎふ』創生総合戦略」をはじめとする各種計画との整合性を図った計画
- (3) 岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会をはじめ、県民の意見を反映させた計画
- (4) 行政はもとより、家庭、職場、学校、地域などにおけるすべての県民が、それぞれの立場で、自ら考え、行動するための共有の指針となる計画
- (5) 「岐阜県男女共同参画計画(第3次)」の内容を継承しつつ、新たな課題への取組を反映させた計画

3. 計画の期間

5年（2019年度～2023年度）

第2章 計画の基本的な考え方

1. 計画の目標

この計画は、「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」の基本理念を踏まえ、男女が、平等に個人として尊重され、社会の対等な一員として、自分の意思ですべての分野の活動に参加することができることにより、男女が政治的、経済的、社会的、文化的利益を等しく受けることができ、共に責任を担う「男女共同参画社会」の実現を目標とする。

2. 計画の基本理念

- (1) 男女が性別にかかわらず一人の人間として大切にされること、男女が性の違いによる差別を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が得られることなど男女の人権が等しく尊重されること。
- (2) 男女が、社会活動を行う上で、役割分担意識(「男は仕事、女は家事や育児に専念すること」などと性別によって役割を決める考えをいう。)から生まれる制度又は慣習により自由な選択を妨げられることのないようにすること。
- (3) 県、事業者その他の団体及び市町村が、その政策又は方針を計画し、決定する場合に、男女が、対等な立場で参画する機会が得られること。
- (4) 男女が、家庭生活で互いに協力し、また、社会の支援を受けながら、子育て、家族の介護などを行い、かつ、職場、学校、地域などにおける活動を行うことができるようにすること。
- (5) 県、県民、事業者その他の団体及び市町村が、この計画の目標の実現のために協力し、それぞれが責任を持って取り組むこと。

3. 計画の体系

【めざす姿】

【政策の4つの柱】

男女共同参画社会の実現

1 あらゆる分野における男女共同参画

- (1) 政策・方針決定過程における女性の参画拡大
- (2) 重点的な取組を必要とする分野における男女共同参画の推進
- (3) 地域活動等における男女共同参画の推進
- (4) 家庭における男女共同参画の推進

2 働く場における男女共同参画

- (1) 女性の活躍推進に向けた組織風土づくり
- (2) 男性中心型労働慣行等の変革とワーク・ライフ・バランスの実現
- (3) 女性の希望に応じたキャリアアップに向けた支援
- (4) 農林業、商工業自営業における男女共同参画の推進

3 人権が尊重され、安全・安心に暮らせる社会の実現

- (1) 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶
- (2) 生涯を通じた健康支援
- (3) 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

4 男女共同参画推進の基盤づくり

- (1) 多様な生き方の選択を可能にする教育・学習の充実
- (2) きめ細やかな広報・啓発の展開

4. 「岐阜県男女共同参画計画(第3次)」における数値目標の達成状況

「岐阜県男女共同参画計画(第3次)」では、

- 1 あらゆる分野における男女共同参画の促進
 - 2 人権が尊重される社会環境整備
 - 3 男女共同参画推進の基盤づくり
- を政策の柱として展開してきた。

[岐阜県男女共同参画計画(第3次)の数値目標と達成状況]

政策の柱 1 あらゆる分野における男女共同参画の促進

項 目	第3次計画策定時	目標数値	現 状
県の審議会等における女性委員参画率	35.0% (平成25年4月1日)	40.0%~60.0% (平成30年度)	40.2% (平成30年4月1日)

政策の柱 2 人権が尊重される社会環境整備

項 目	第3次計画策定時	目標数値	現 状
配偶者暴力防止計画を策定した市町村数	12市町村 (平成25年12月1日)	42市町村 (平成30年度)	32市町村 (平成30年4月1日)

政策の柱 3 男女共同参画推進の基盤づくり

項 目	第3次計画策定時	目標数値	現 状
「ワーク・ライフ・バランス」の認知度	45.6% (平成24年)	65.0% (平成29年)	61.8% (平成29年)

5. 計画の背景

(1) 男女共同参画に係る現状

(ア) 県民意識の動向

◆ 男女平等に関する意識について

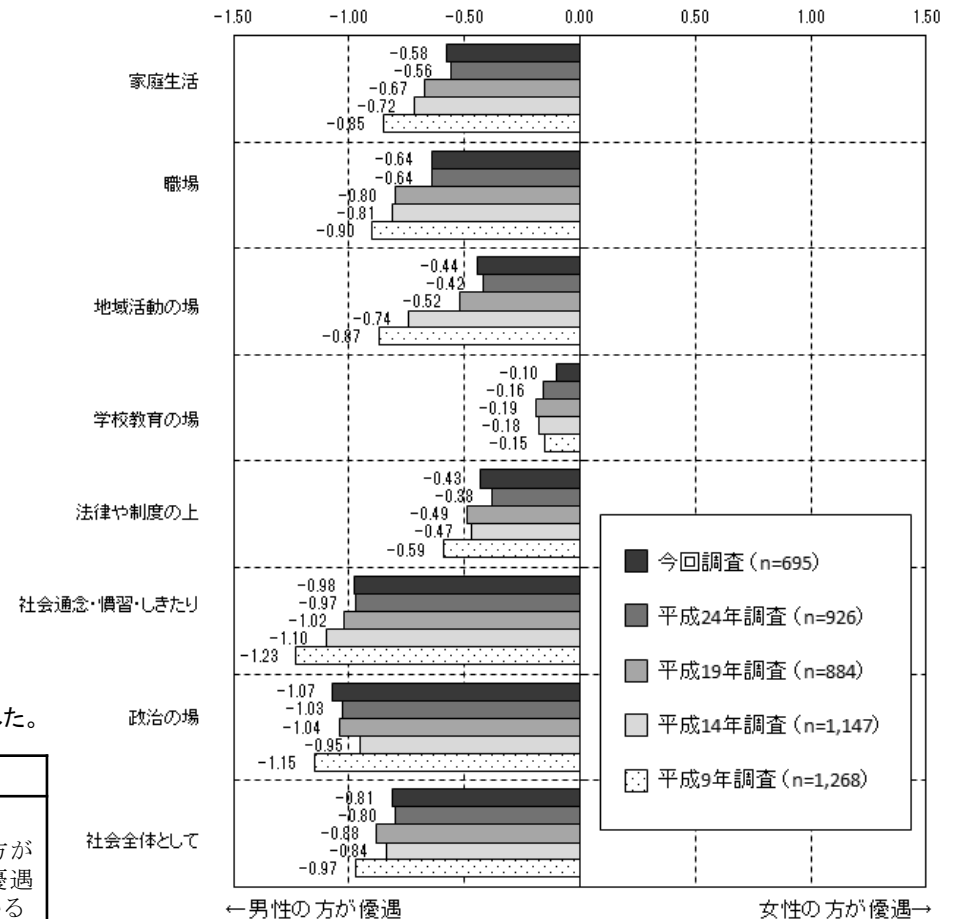
- 平成29年に実施した県民意識調査では、「家庭生活」から「社会全体として」まで、いずれの分野においても、「男性の方が優遇されている」と捉えられている傾向がみられる。
- 「学校教育の場」では、他の分野と比較して平等意識が高くなっている。
- 「政治の場」、「社会通念・慣習・しきたり」、「社会全体として」で特に不平等感が強くなっている。
- 過去の調査と比較すると、調査を重ねるごとにおおむね「男性の方が優遇されている」との意識が低くなってきていたが、「学校教育の場」を除くいずれの分野でも下げ止まりとなっている。

※得点化の方法

各選択肢の回答者数の下記の得点を乗じ、無回答を除いた回答者数で除した値を得点とした。

得点	-2	-1	±0	+1	+2
男女の地位の平等感	男性の方が非常に優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	平等である	どちらかといえば女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている

男女の地位の平等感(得点化※・過去調査との比較)

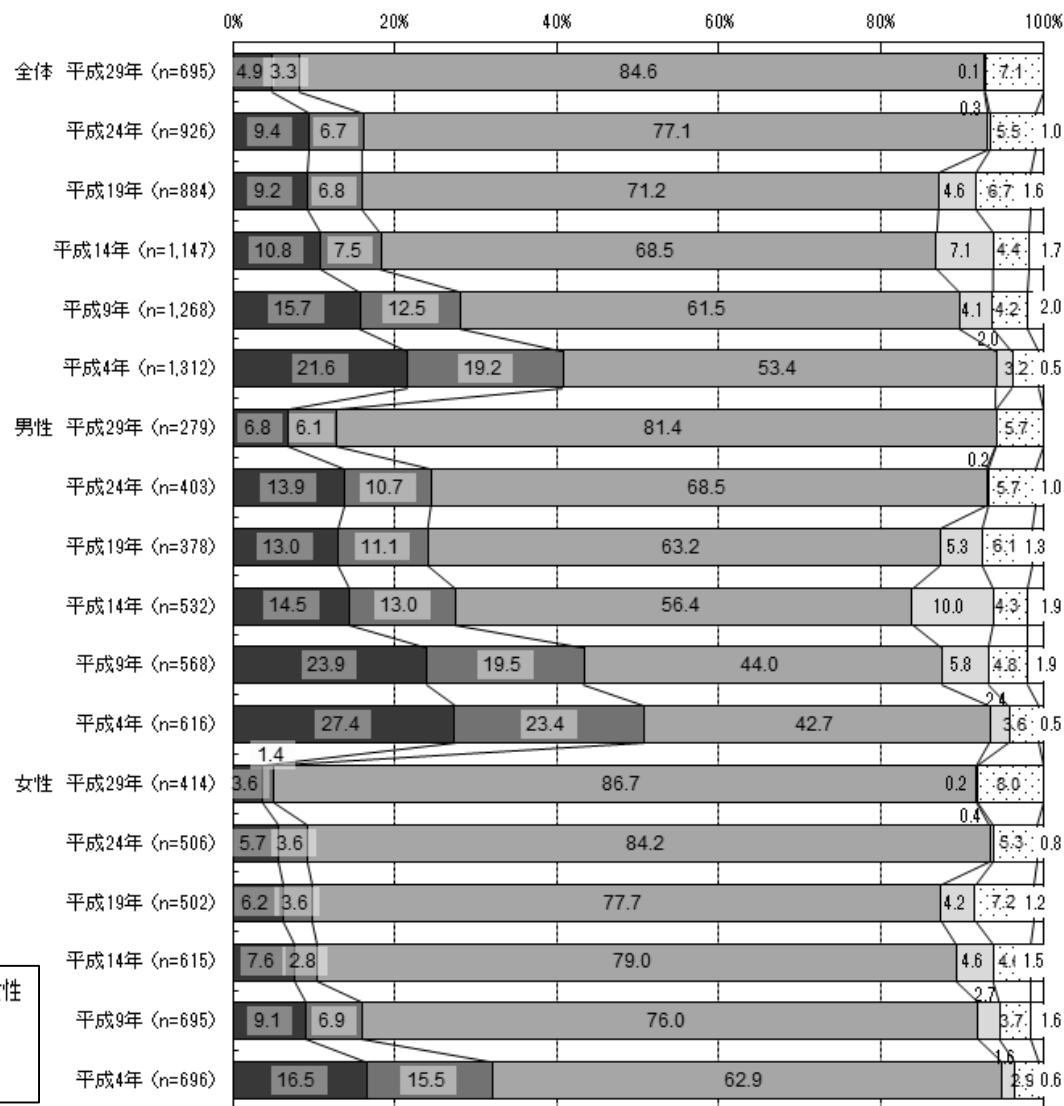


(県女性の活躍推進課「男女共同参画に関する県民意識調査(平成29年調査)」)

◆性別による固定的な性別役割分担意識について

- 平成29年に実施した県民意識調査では、「男女とも仕事をし、家事・育児・介護も分かち合う」が84.6%と最も高く、性別で見ると、男性が81.4%、女性が86.7%と5.3ポイントの差がみられる。
- 過去の調査と比較すると、調査を重ねるごとに、「男は仕事、女は家庭」、「男女とも仕事をし、家事・育児・介護は女性」の割合は減少傾向であり、「男女とも仕事をし、家事・育児・介護も分かち合う」の割合は増加傾向にある。

性別によって男女の役割を決める考え方について(過去調査との比較)

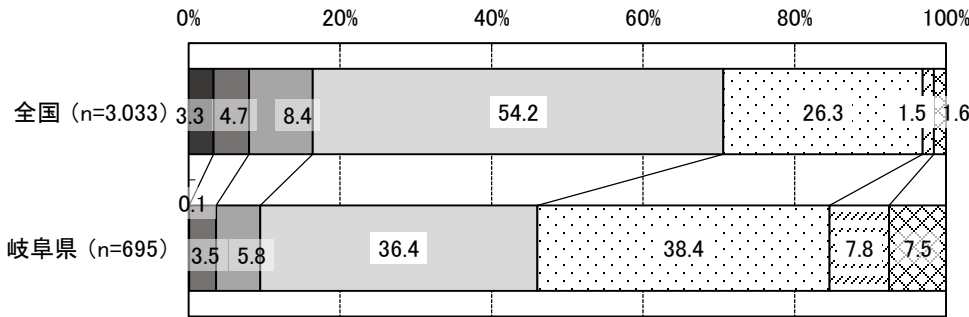


(県女性の活躍推進課「男女共同参画に関する県民意識調査(平成29年調査)」)

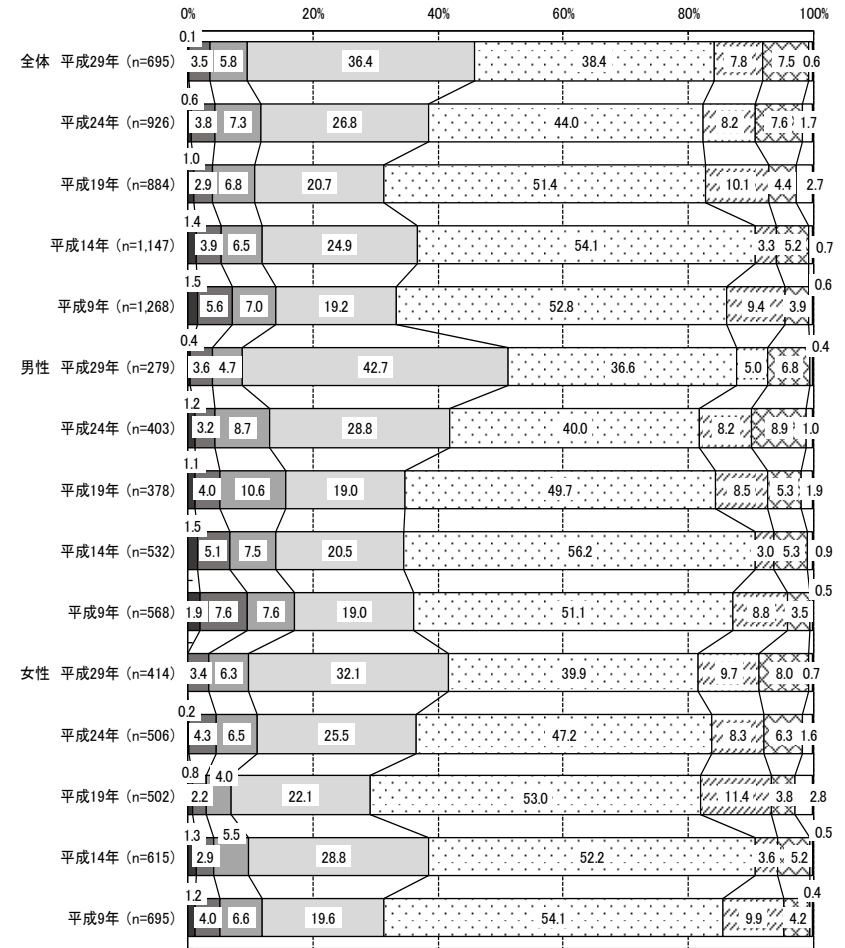
◆就労・働き方について

- 平成29年に実施した県民意識調査では、岐阜県では「子どもができれば職業をやめ、大きくなったら再び職業に就く方がよい」が38.4%と最も高く、全国の26.3%と12.1ポイントの差があり、大きな違いが出ている。
- 一方、全国では「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」が54.2%と最も高く、岐阜県の36.4%と17.8ポイントの差がある。

女性が職業に就くことについての考え方 (全国調査との比較)



女性が職業に就くことについての考え方(過去調査との比較)



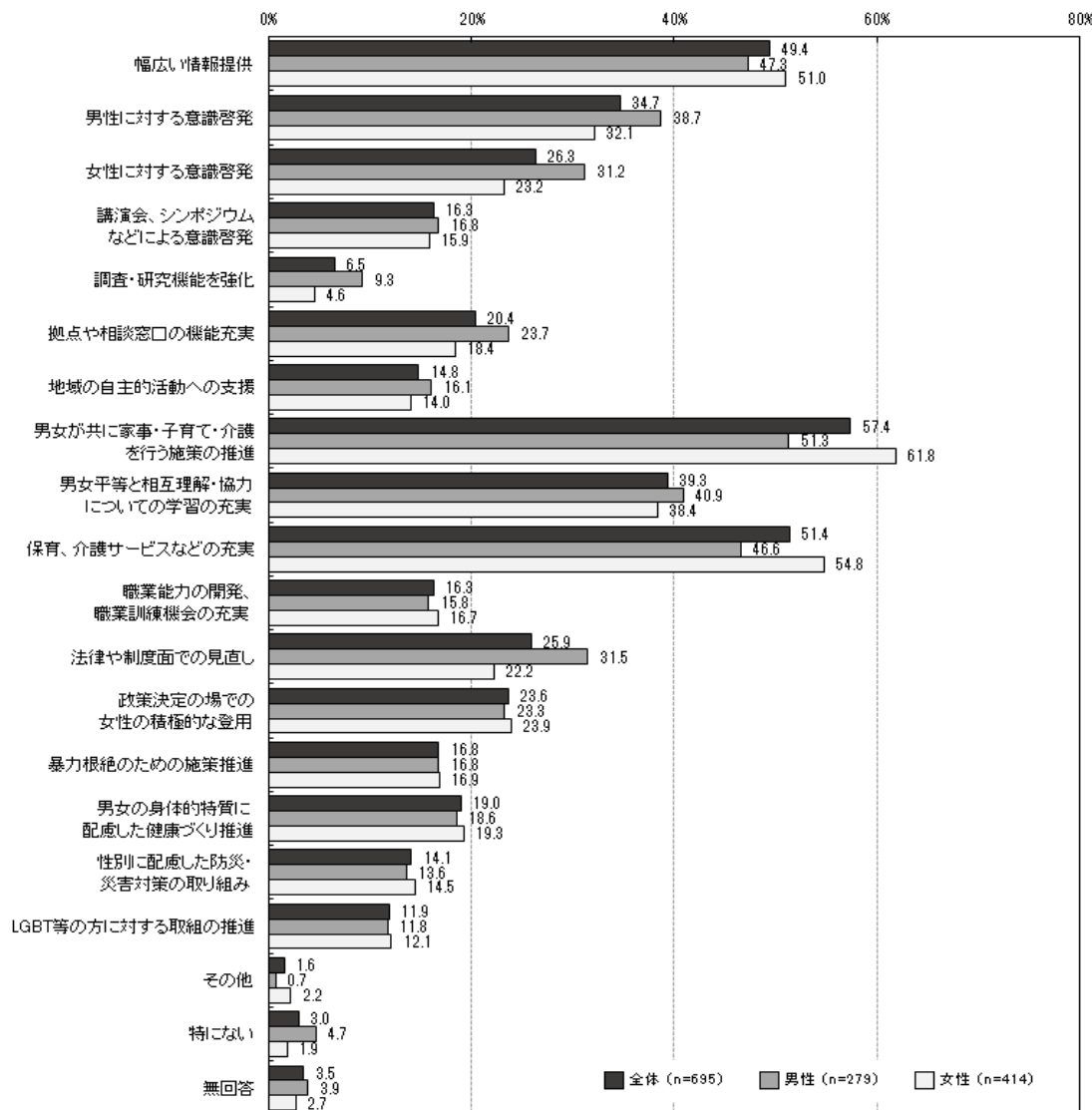
(内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査(平成28年調査)」)
(県女性の活躍推進課「男女共同参画に関する県民意識調査(平成29年調査)」)

■ 女性は職業に就かない方がよい ■ 結婚するまでは、職業に就く方がよい
 ■ 子どもができるまでは、職業に就く方がよい ■ 子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい
 ■ 子どもができれば職業をやめ、大きくなったら再び職業に就く方がよい
 ■ その他 ■ わからない □ 無回答

◆男女があらゆる分野でもっと平等になるために重要なことについて

- 平成29年に実施した県民意識調査では、全体では「男女が共に家事・子育て・介護を行う施策の推進」が57.4%と最も高く、次いで「保育、介護サービスなどの充実」が51.4%、「幅広い情報提供」が49.4%となっている。
- 性別で見ると、男性では女性に比べて「男性に対する意識啓発」、「女性に対する意識啓発」、「拠点や相談窓口の機能充実」、「法律や制度面での見直し」の割合が高い。
- 女性では男性に比べて「男女が共に家事・子育て・介護を行う施策の推進」、「保育、介護サービスなどの充実」の割合が高い。

男女共同参画社会づくりのために、県や市町村が力を入れるべきこと(性別)

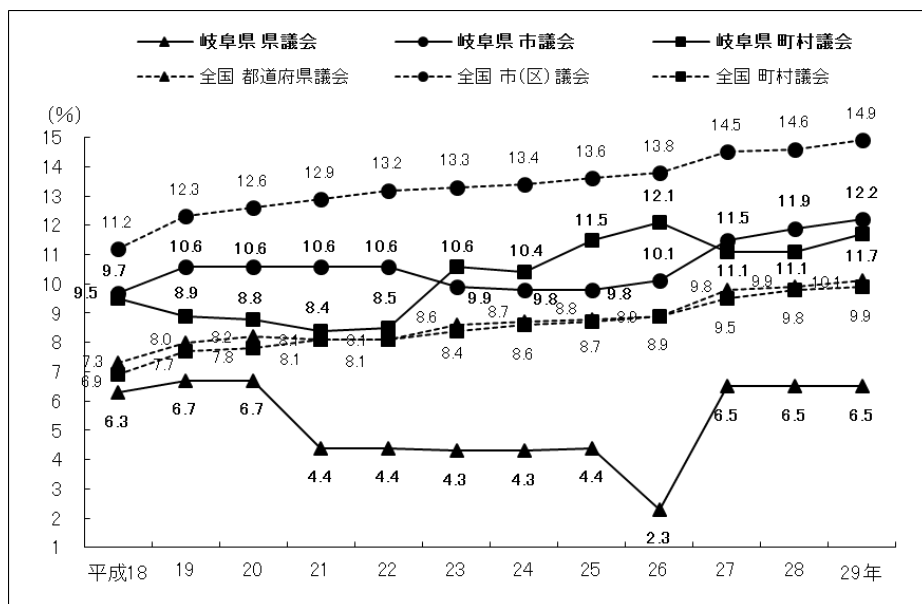


(イ) 政策・方針決定過程における参画の状況

◆女性議員の状況

- 地方議会における女性議員の割合をみると、岐阜県議会議員は、平成29年12月31日現在で6.5%(全国順位31位)となっている。
- 岐阜県内市議会における女性議員の割合は、12.2%(全国順位22位)、同町村議会における女性議員の割合は、11.7%(全国順位13位)となっている。

女性議員の割合の推移－岐阜県・全国

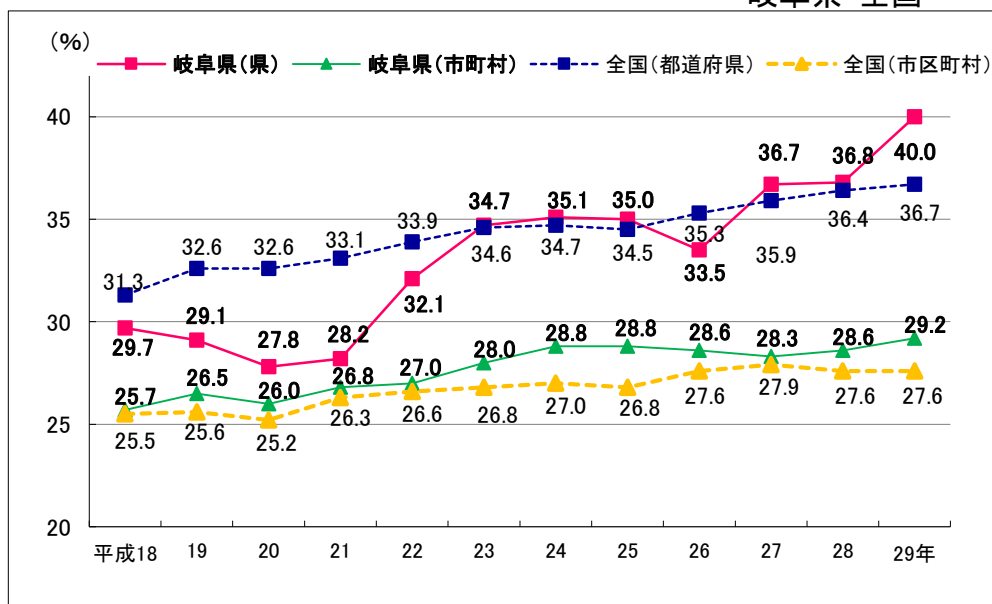


(内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」)

◆審議会等における女性の参画状況

- 岐阜県の目標を設定している審議会等における女性委員の割合は、平成29年4月1日現在で40.0%(全国順位12位)となっている。
- 岐阜県内市町村の審議会等における女性委員の割合は、平成29年4月1日現在で29.2%(全国順位19位)となっている。

目標を設定している審議会等における女性委員の割合の推移－岐阜県・全国



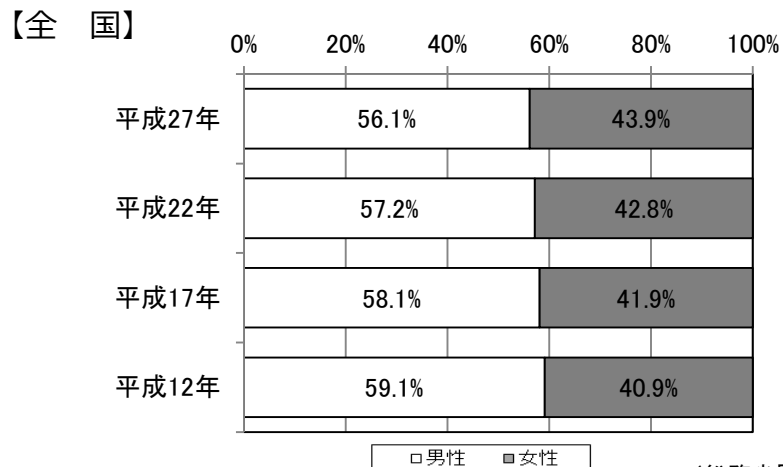
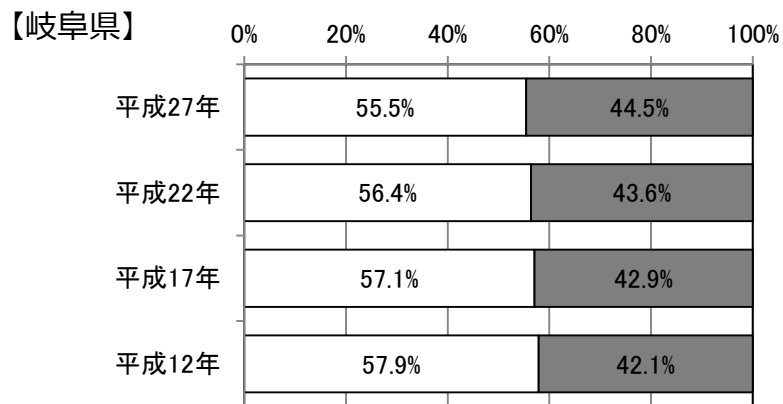
(内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」)
 ※岐阜県(市町村)及び全国(市町村)の割合については、市町村において男女共同参画に関する計画を策定し、目標を設定した市区町村のみの集計

◆ 管理的職業従事者における女性の状況

- 平成27年国勢調査では、総就業者に占める女性の割合は44.5%となっている。
- 管理的職業従事者においては、男性が85.5%と多数を占めている。

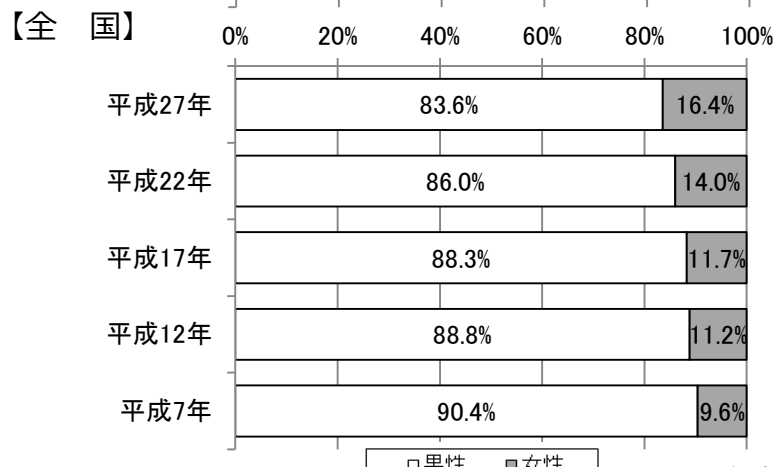
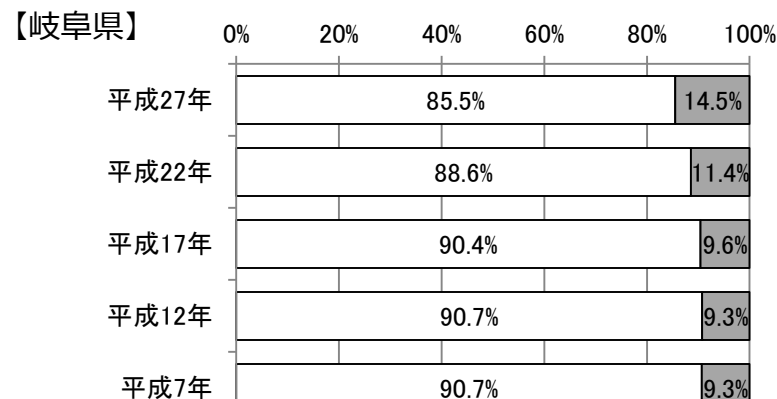
- 過去からの推移をみると、岐阜県及び全国ともに管理的職業従事者に占める女性の割合は、上昇傾向にある。

15歳以上就業者数の男女別割合の推移－岐阜県・全国



(総務省「国勢調査」)

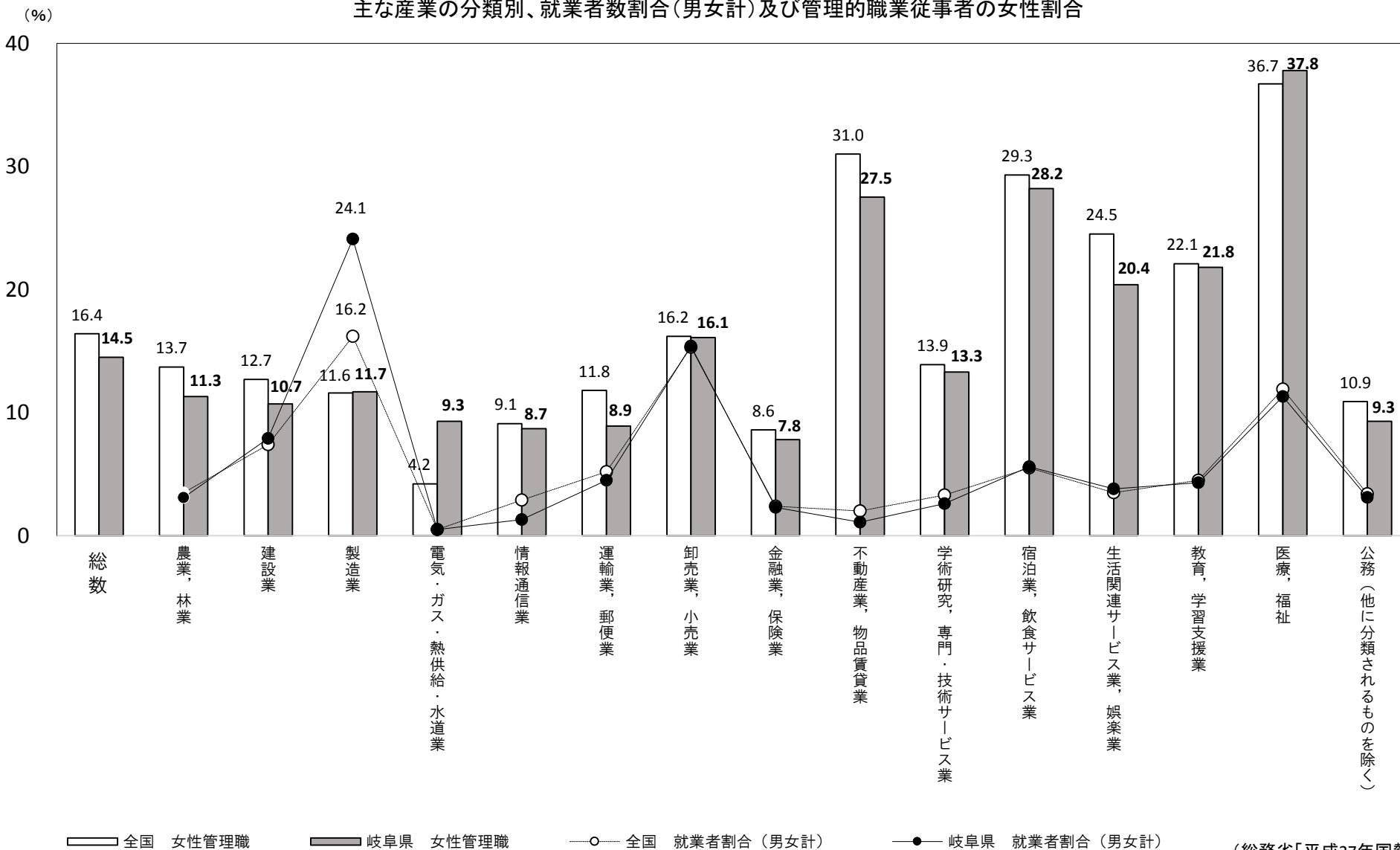
管理的職業従事者の男女別割合の推移－岐阜県・全国



(総務省「国勢調査」)

- ・主な産業の分類別就業者数割合(男女計)では、製造業で岐阜県(24.1%)が全国(16.2%)を大きく上回っている。
- ・主な産業の分類別女性管理職比率では、就業者数割合(男女計)5.0%程度以上で見ると、「医療、福祉」、「宿泊業、飲食サービス業」が高く、「運輸業、郵便業」、「製造業」、「建設業」が低くなっている。

主な産業の分類別、就業者数割合(男女計)及び管理的職業従事者の女性割合



◆県職員の登用状況

- 県職員の管理職における女性職員の割合は、11.9%で全国4位となっている。

県職員(教員を除く)の管理職における女性職員の割合

	全体		本庁	支庁・地方
		うち一般職員		
岐阜県	11.9%	10.1%	7.2%	15.9%
全国平均	9.0%	8.5%	7.2%	10.9%
全国順位	4位	8位	18位	3位

(内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査(平成29年度調査)」)

◆校長・副校長・教頭に占める女性の状況

- 学校管理職における女性校長の割合は、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校のいずれにおいても、全国平均を下回っている。

学校管理職における女性職員の割合(H29年度)

	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校	
	校長	副校長・教頭	校長	副校長・教頭	校長	副校長・教頭	校長	副校長・教頭
岐阜県	17.3%	31.8%	5.5%	14.7%	6.2%	5.6%	19.0%	15.4%
全国平均	19.3%	24.5%	6.6%	11.0%	7.9%	8.9%	23.6%	25.4%
全国順位	28位	7位	26位	9位	26位	41位	34位	41位

(内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査(平成29年度調査)」)

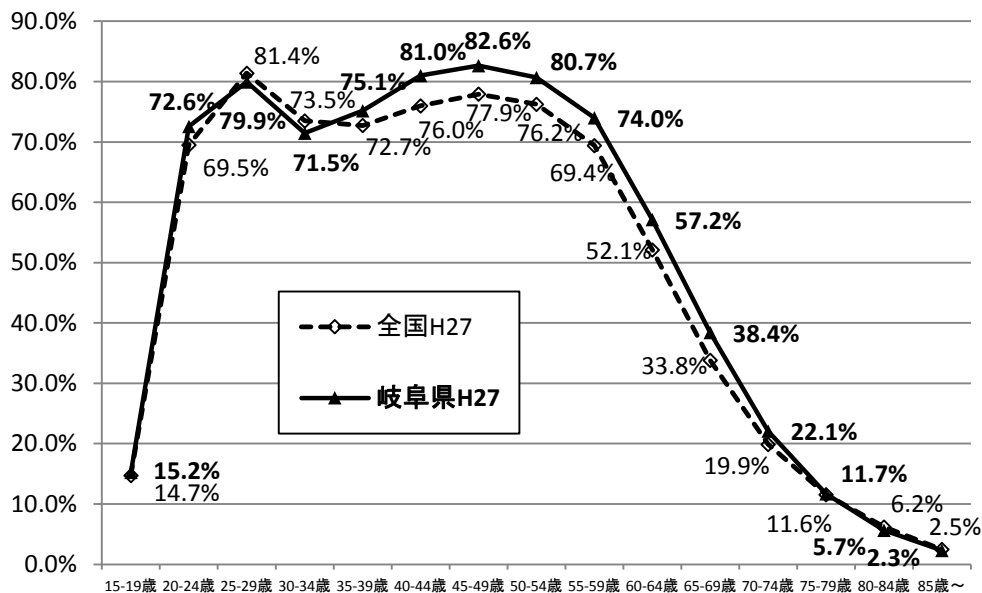
(ウ) 就業状況

◆女性の労働力状態

- 平成27年国勢調査では、女性の労働力率は、ほとんどの年代で全国より高いが、25歳～34歳と80歳以上で全国を下回っている。

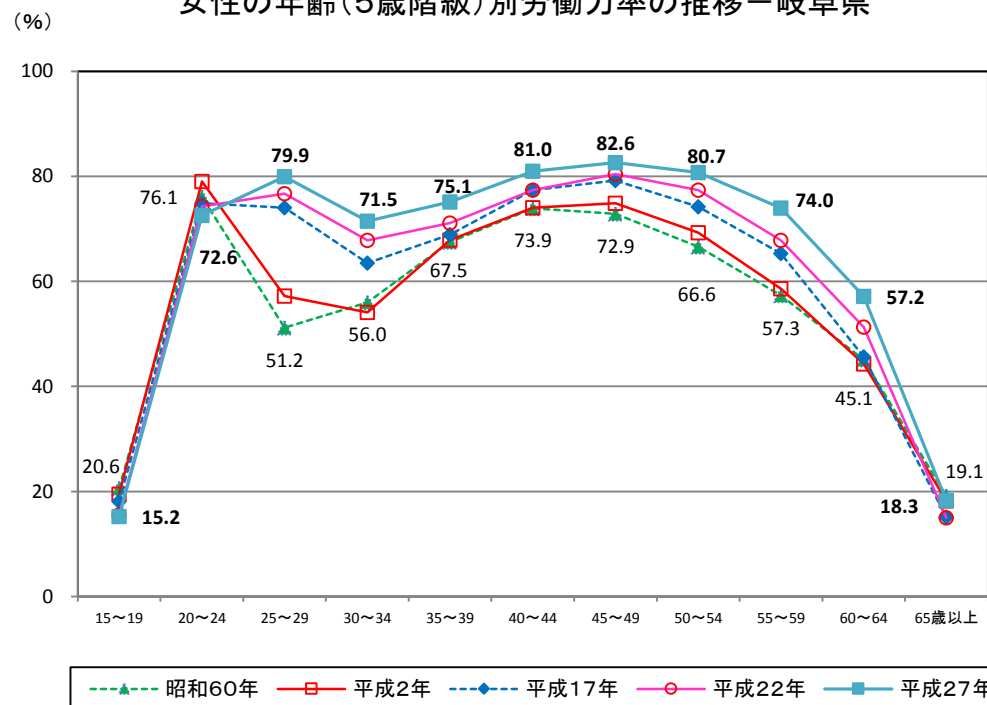
- 過去からの推移をみると、女性の労働力率はほとんどの年齢階級で上昇。M字カーブの谷(30～34歳)は平成27年で71.5%となり、昭和60年の谷(25～29歳)と比べ20.3ポイント上昇し、浅くなってきている。
- M字カーブの谷は、平成2年以降右方向にずれている。

女性の年齢(5歳階級)別労働力率—岐阜県・全国



(総務省「平成27年国勢調査」)

女性の年齢(5歳階級)別労働力率の推移—岐阜県

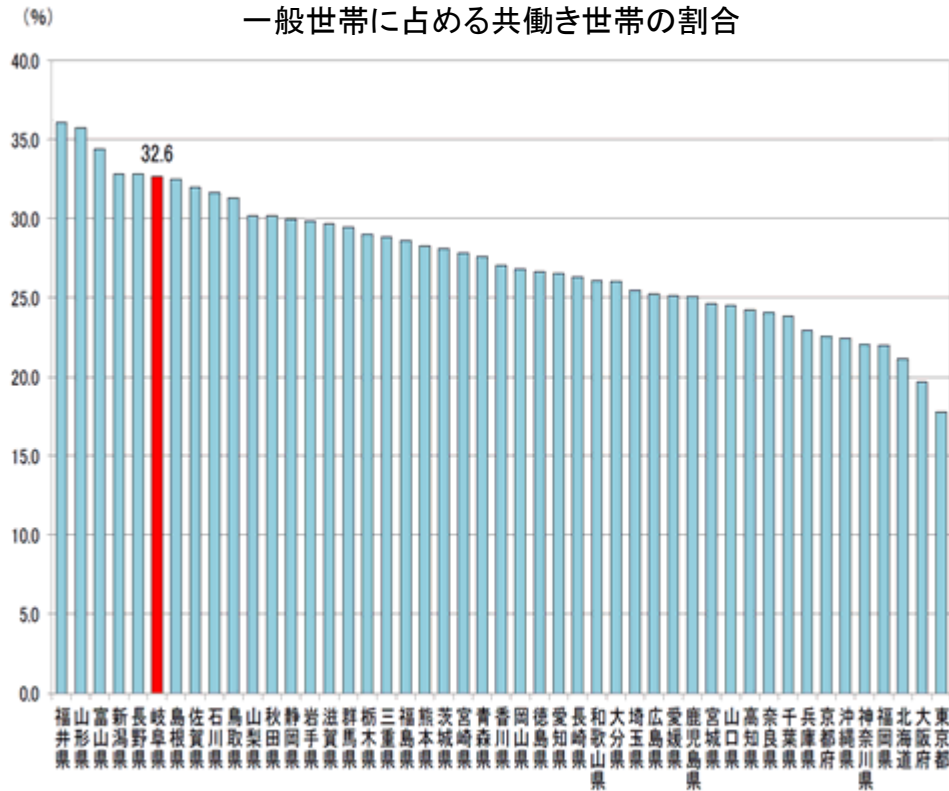


(総務省「国勢調査」)

◆共働き世帯の状況

- 平成27年国勢調査では、岐阜県の夫婦共働き世帯は24万5,356世帯で、一般総世帯(75万1,726世帯)に対する割合は32.6%、全国6位と高い。
- 子どもがいる世帯に限って、共働きの割合を見ても、岐阜県は59.9%(全国52.3%、全国13位)と、共働きが多い県。
- 前回国勢調査に比べ、割合、全国順位ともに上昇している。

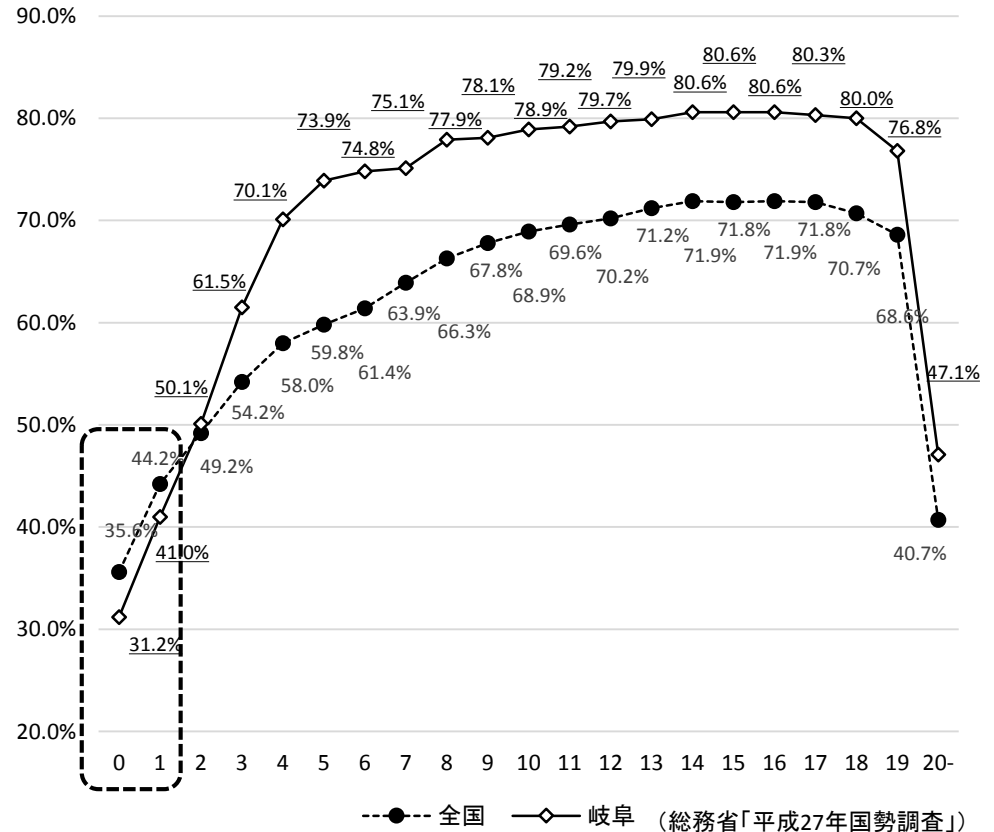
- 平成27年国勢調査では岐阜県の共働き割合が、最年少の子どもが2歳以上の夫婦では全国を上回る一方、0~1歳の夫婦では全国平均を下回っている。



出典: 総務省「平成27年国勢調査」

(注) 共働き世帯(夫婦とも就業者の世帯) / 一般世帯総数(核家族世帯、単独世帯、3世代世帯などを含む、施設等の世帯を除いた一般世帯の合計)

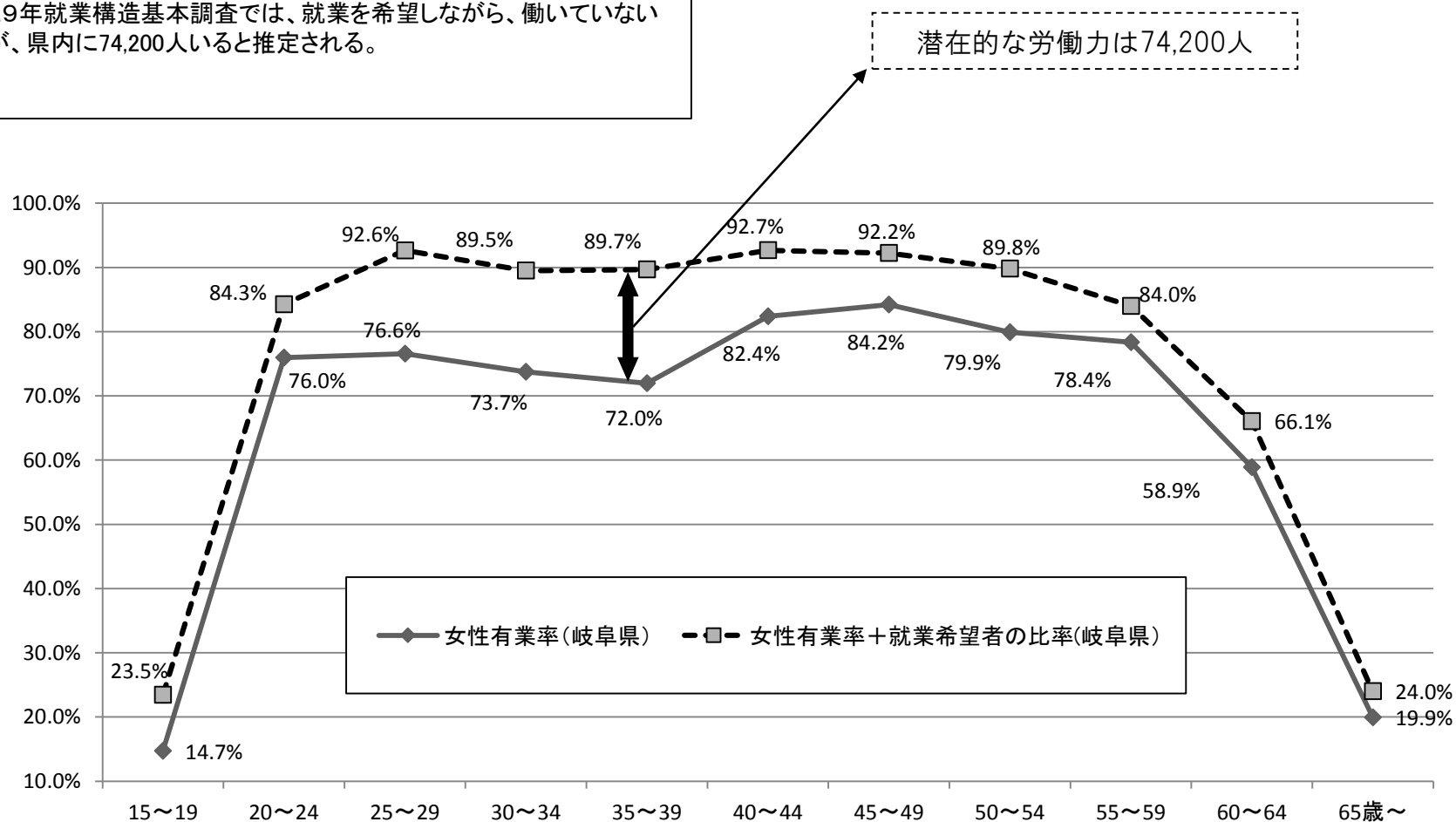
最年少の子どもの年齢別にみた、夫婦のいる世帯に占める共働き割合



---●--- 全国 —◇— 岐阜 (総務省「平成27年国勢調査」)

◆就業及び就業希望の状況

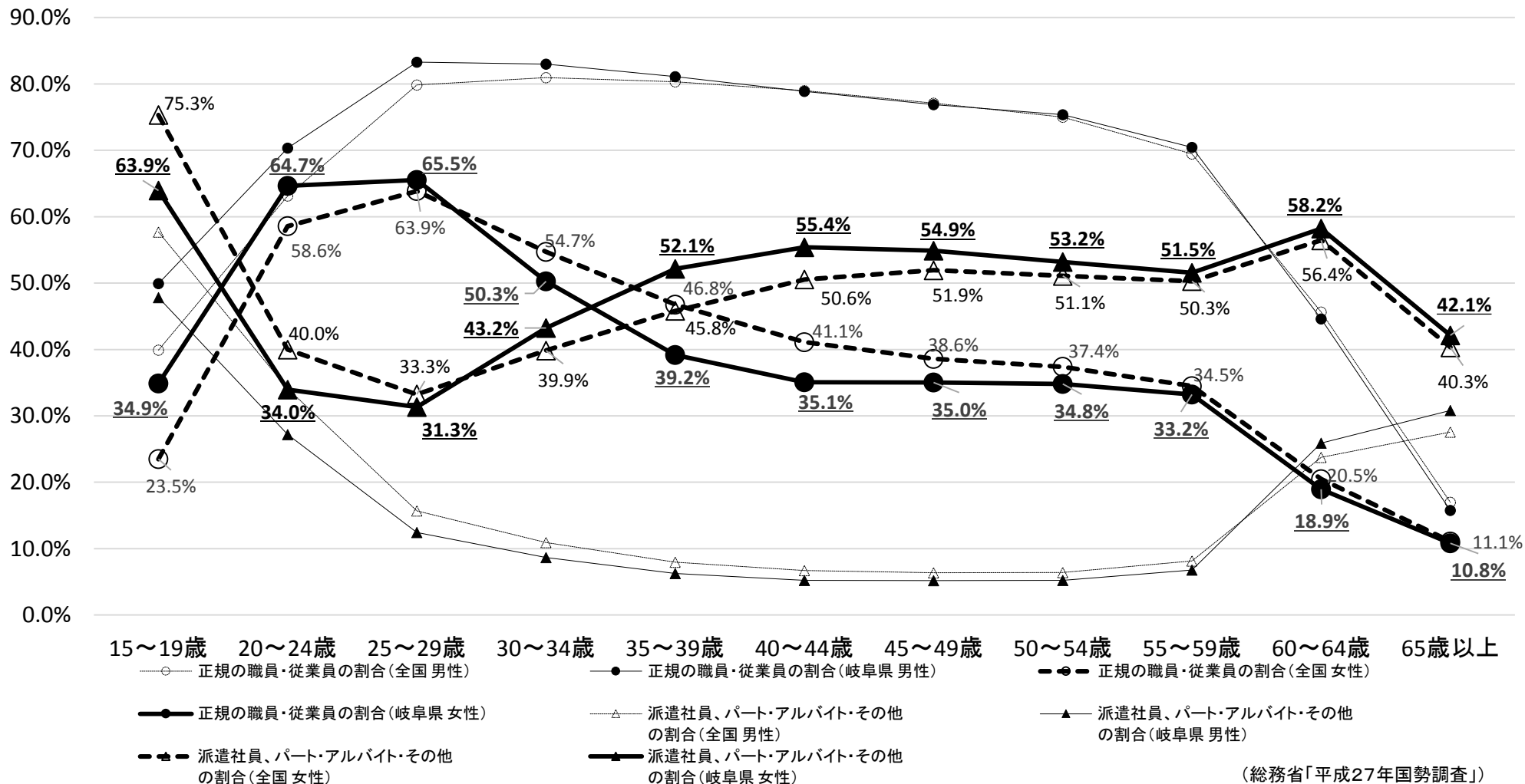
- 平成29年就業構造基本調査では、就業を希望しながら、働いていない女性が、県内に74,200人と推定される。



◆従業上の地位・雇用形態別就業者の状況

- 平成27年国勢調査では、20歳から34歳までは男女ともに「正規の職員・従業員」が最も多いが、岐阜県の女性は35歳以上(全国の女性では40歳以上)で「派遣社員・パート・アルバイト・その他」が多くなっている。
- 女性の労働力率について、従業上の地位をみると、M字カーブの左側は正規の職員・従業員等正規雇用が多く、右側は派遣社員・パート・アルバイト等非正規雇用が多くなっている。

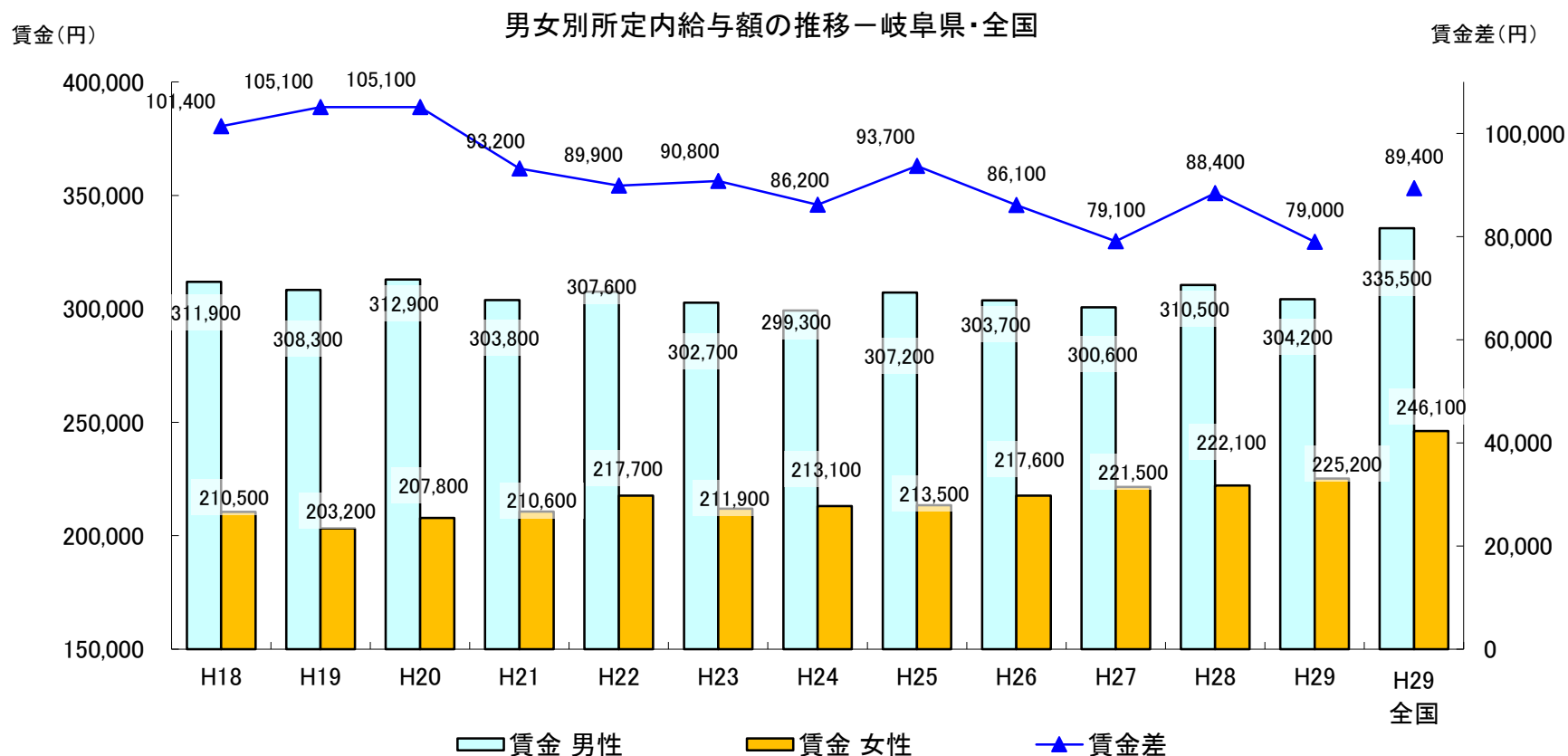
従業上の地位、年齢(5歳階級)、男女別15歳以上就業者の割合ー岐阜県・全国



(総務省「平成27年国勢調査」)
※従業上の地位「不詳」を除く

◆所定内給与額の状況

- 賃金構造基本統計調査では、平成29年の岐阜県の所定内給与額は、男性304,200円、女性225,200円で、男女間格差は79,000円となっている。
- 全国と比較すると、全国の男女間格差は89,400円となっており、本県の方が格差は小さい。

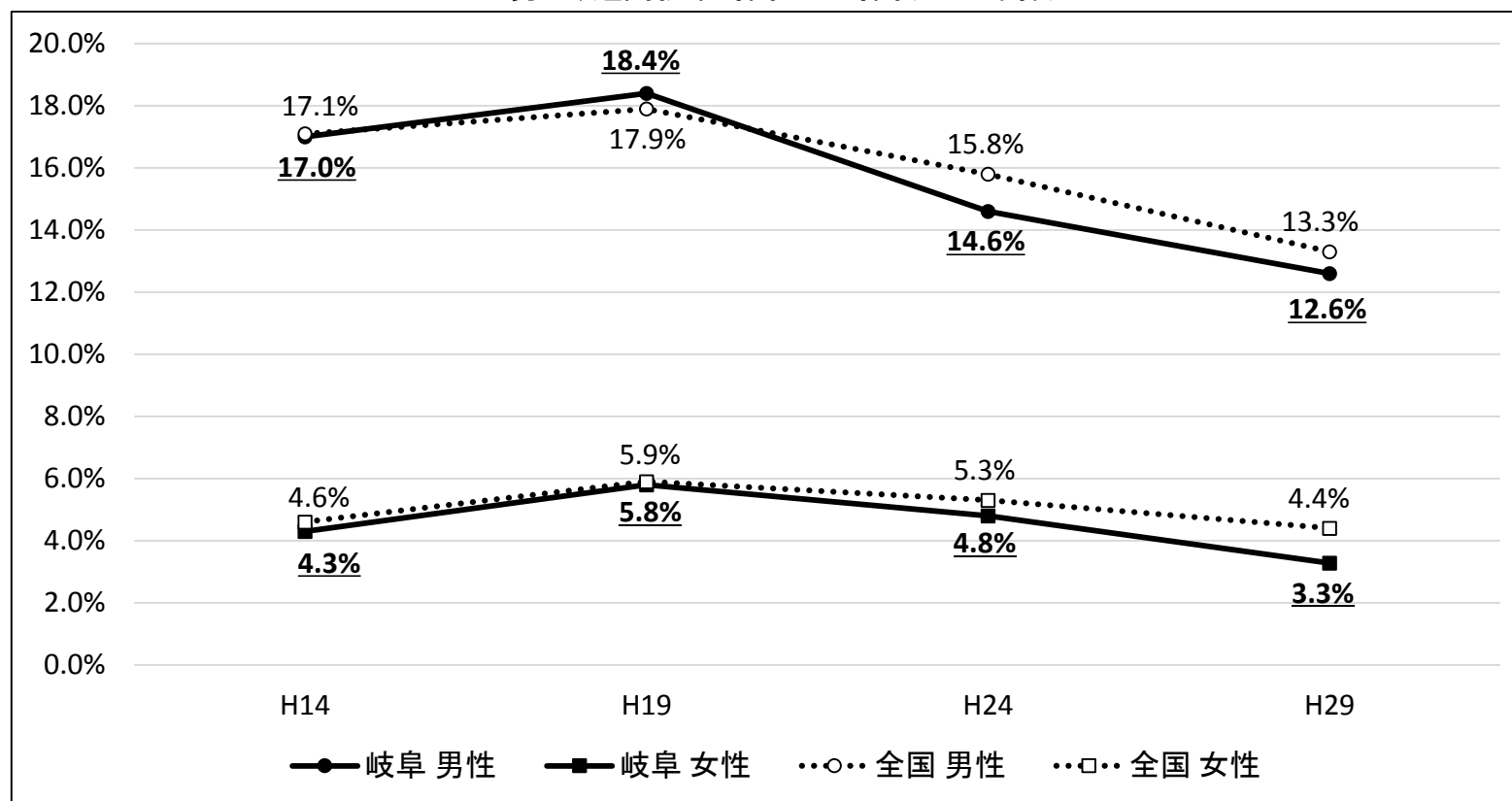


(厚生労働省「賃金構造基本統計調査」)
※短時間労働者除く

◆労働時間の状況

- 平成29年の岐阜県の男性と女性を比較すると、60時間以上の男性の雇用者は12.6%と、女性を9.3ポイント上回っている。
- 全国と比較すると、平成29年度は男女とも全国を下回っている。

男女、週間就業時間が60時間以上の割合



※年間就業日数200日以上の雇用者を対象
 ※雇用者には「会社などの役員」を含む

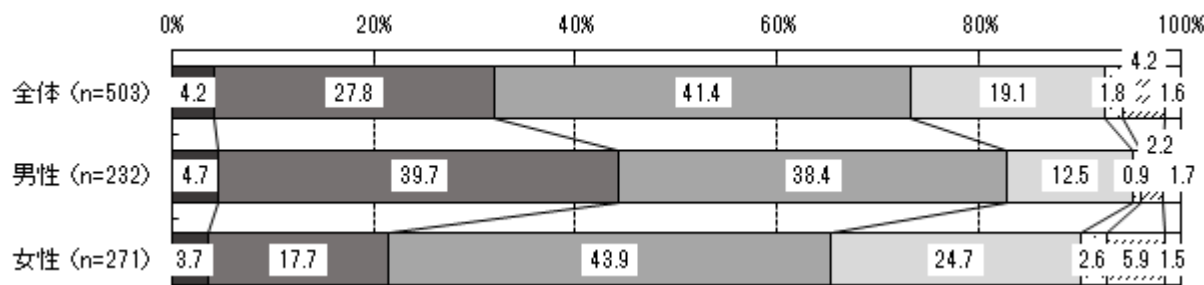
(総務省「就業構造基本調査」)

(エ) ワーク・ライフ・バランスの推進

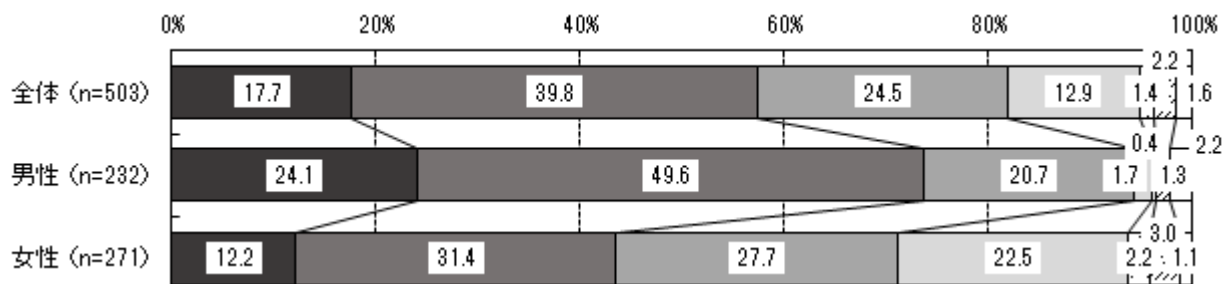
◆家庭・地域活動・仕事についての希望と現在の状況

平成29年に実施した県民意識調査において、希望では、「家庭や地域活動と仕事を両立」が41.4%と最も高いが、現在の状況では、「家庭や地域活動もするが仕事優先」が39.8%を占めており、希望と比べ現実には仕事に比重をおく傾向がみられる。

家庭・地域活動・仕事についての希望



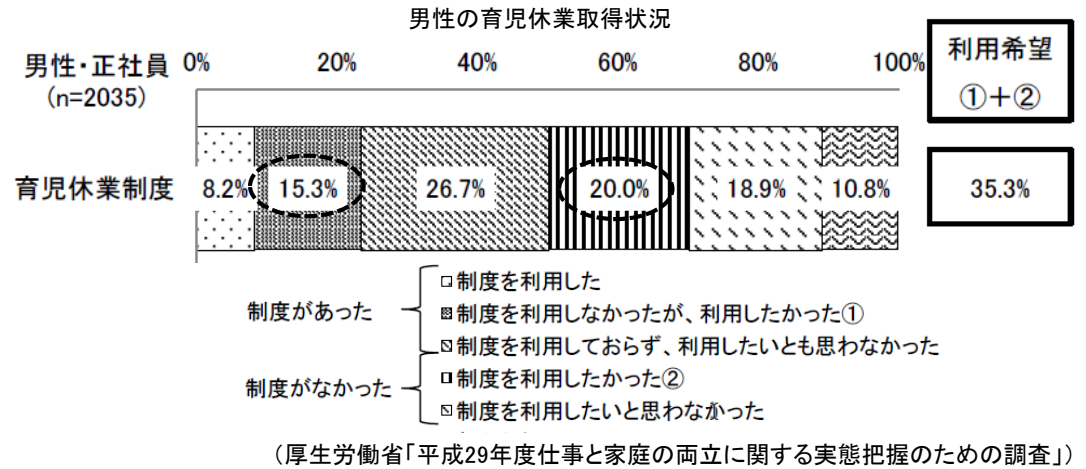
家庭・地域活動・仕事についての現在の状況



- 家庭や地域活動より仕事に専念
- 家庭や地域活動もするが仕事優先
- 家庭や地域活動と仕事を両立
- 仕事もするが家庭や地域活動を優先
- 仕事より家庭や地域活動に専念
- わからない
- 無回答

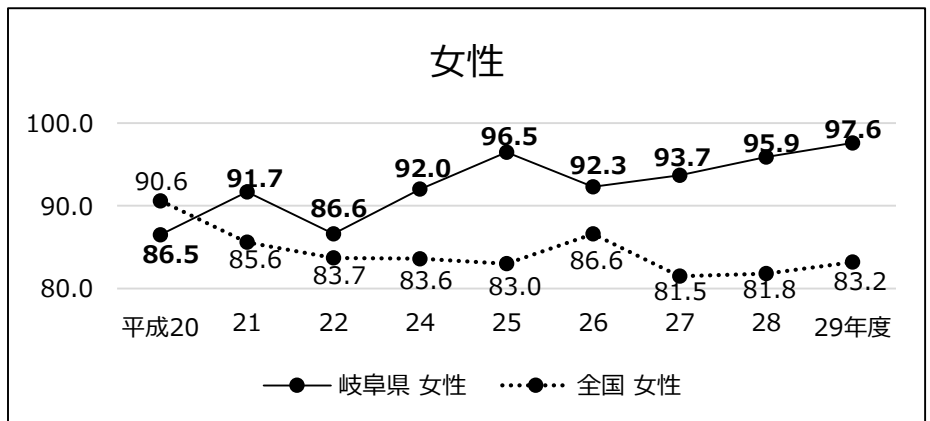
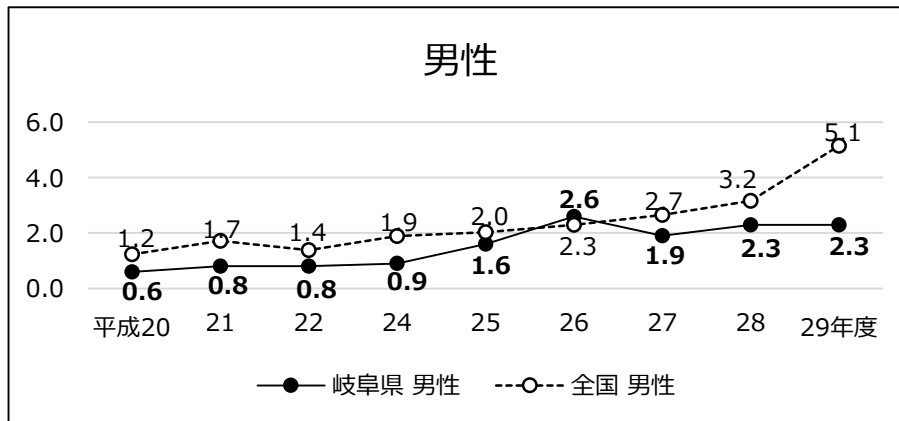
◆育児休業の取得状況

・平成29年「仕事と家庭の両立に関する実態把握のための調査」では、妻が出産した男性(正社員)の35.3%が育児休業制度を利用希望でありながら利用できていない。



・平成29年度岐阜県育児休業等実態調査では、岐阜県の男性従業員の育児休業取得率は2.3%で、依然として低い水準にある。

育児休業取得率の推移—岐阜県



【岐阜県】

調査年度の前年度1年間の出産者※のうち
調査年度の7月31日までに育児休業を開始した者の数

$$\text{○育児休業取得率} = \frac{\text{調査年度の7月31日までに育児休業を開始した者の数}}{\text{調査年度の前年度1年間の出産者※の数}}$$

※男性の場合は配偶者が出産した者

【全 国】

出産者のうち、調査時点までに育児休業を開始した者
(開始予定の申出をしている者を含む。)の数

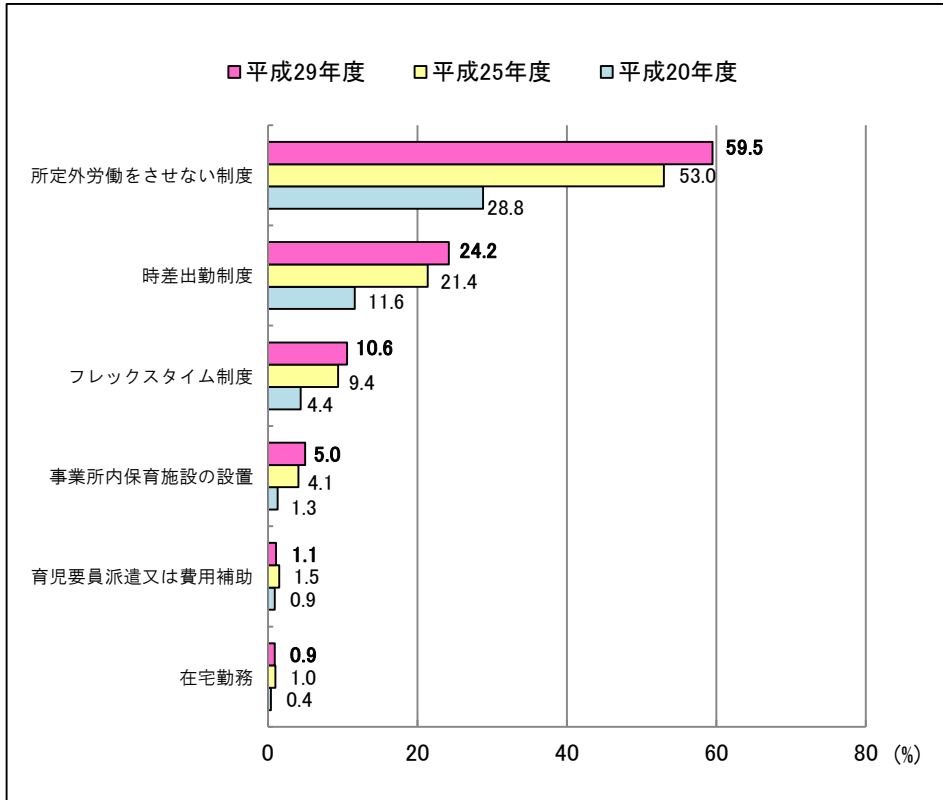
$$\text{○育児休業取得率} = \frac{\text{調査前年度1年間の出産者 (男性の場合は配偶者が出産した者)の数}}{\text{調査時点までに育児休業を開始した者 (開始予定の申出をしている者を含む。)の数}}$$

(平成22年度まで 県労働雇用課「岐阜県労働条件等実態調査」)
(平成24年度以降 県女性の活躍推進課「岐阜県育児休業等実態調査」)
※平成23年度は調査が実施されていません。

◆育児支援体制の状況

・育児支援のために実施している制度がある事業所をみると、平成29年度では「所定外労働をさせない制度」が59.5%と最も高く、次いで「時差出勤制度」が24.2%となっている。

岐阜県の育児のために実施している制度

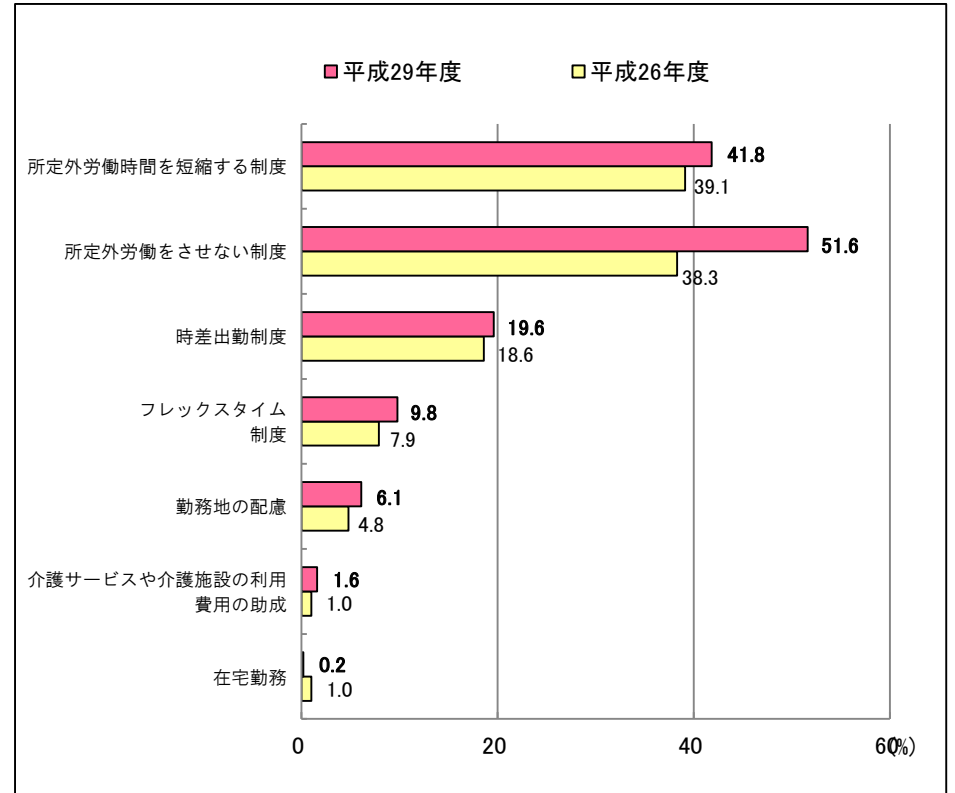


(県女性の活躍推進課「岐阜県育児休業等実態調査」)

◆介護支援体制の状況

・介護を行う労働者のために実施している制度がある事業所をみると、平成29年度では「所定外労働をさせない制度」が51.6%と最も高く、次いで「所定外労働時間を短縮する制度」が41.8%となっている。

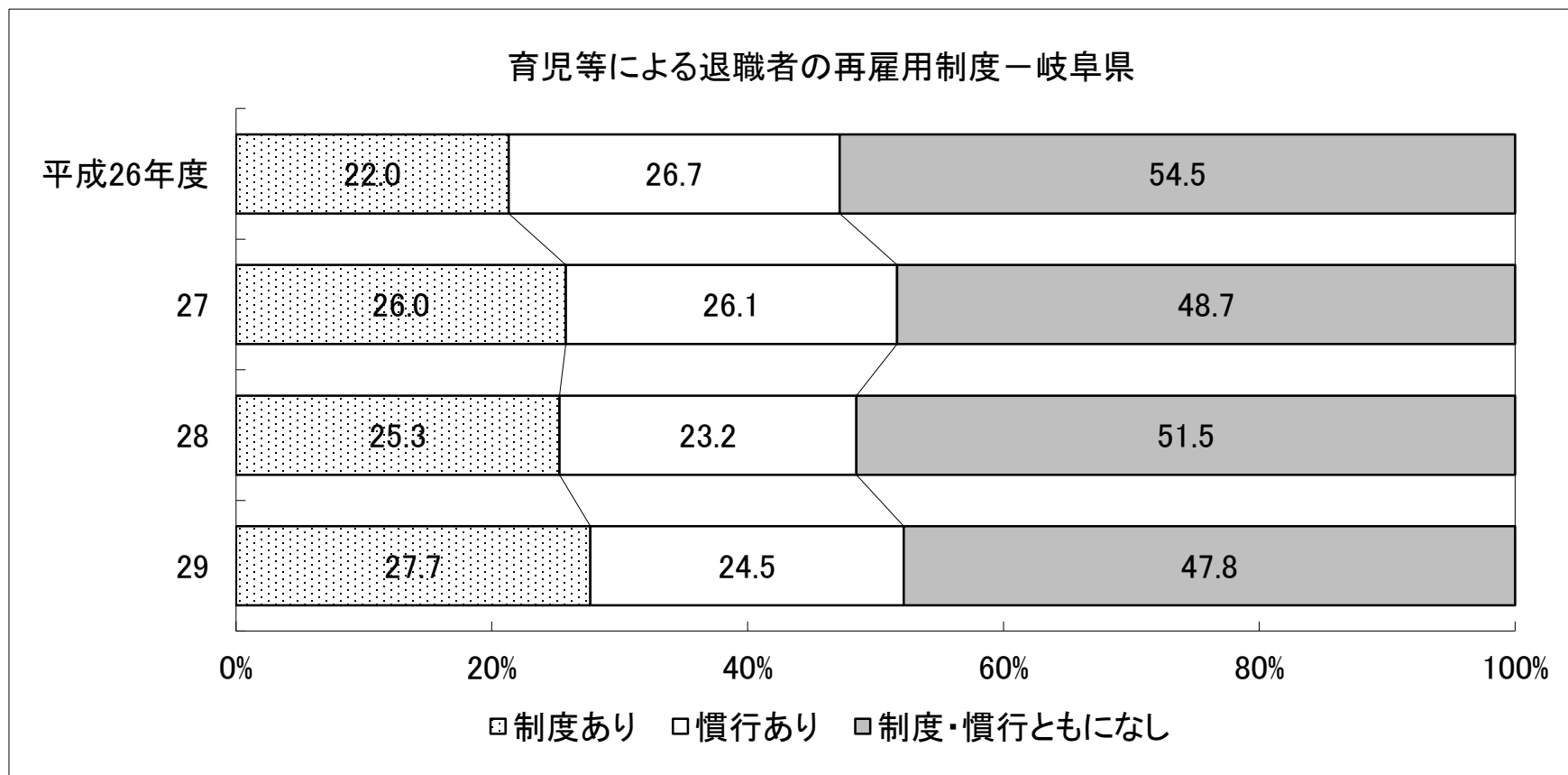
岐阜県の介護を行う労働者のために実施している制度



(県女性の活躍推進課「岐阜県育児休業等実態調査」)
※平成25年度以前は調査が実施されていません。

◆再雇用制度の状況

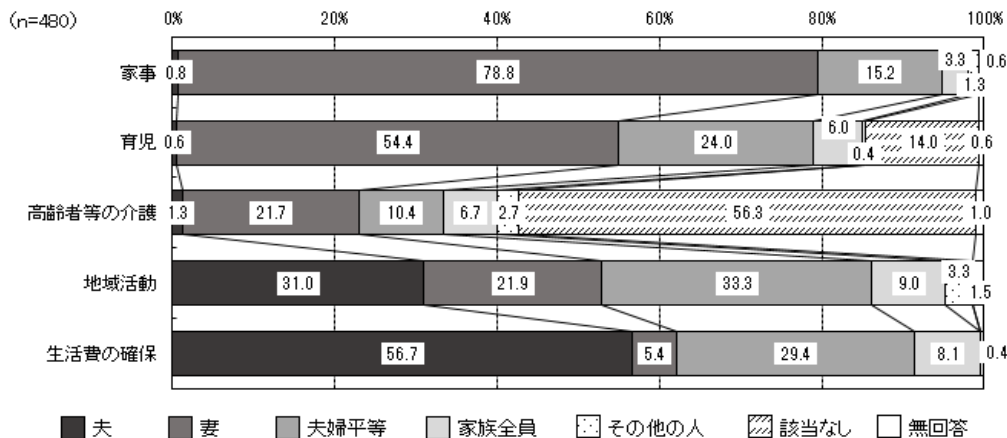
・出産や育児による退職者の再雇用制度が「ある」事業所の割合は、平成29年度では27.7%となっており、前年度を2.4ポイント上回っている。



◆家事の主な分担状況

- 平成29年に実施した県民意識調査では、配偶者がいる人に、家事等について主な分担を尋ねたところ、「家事」、「育児」では「妻」がそれぞれ78.8%、54.4%と高く、「高齢者等の介護」でも、「該当なし」を除くと「妻」が21.7%と最も高くなっている。
- 「地域活動」、「生活費の確保」では、「夫」がそれぞれ31.0%、56.7%と高くなっている。

家事等を主に担っている人

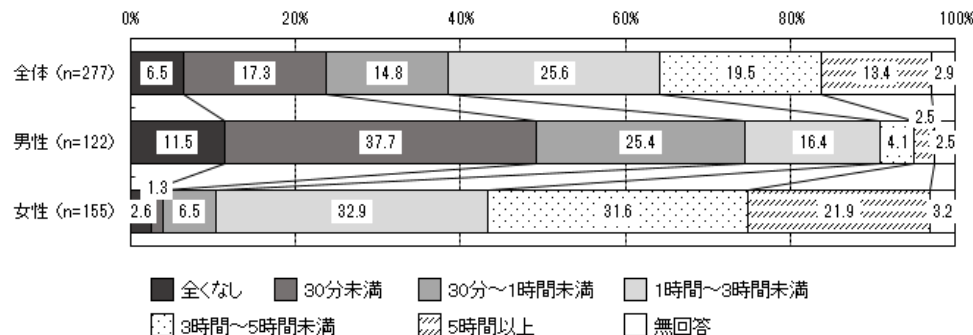


(県女性の活躍推進課「男女共同参画に関する県民意識調査(平成29年調査)」)

◆共働きにおける家事・育児・介護に携わる時間

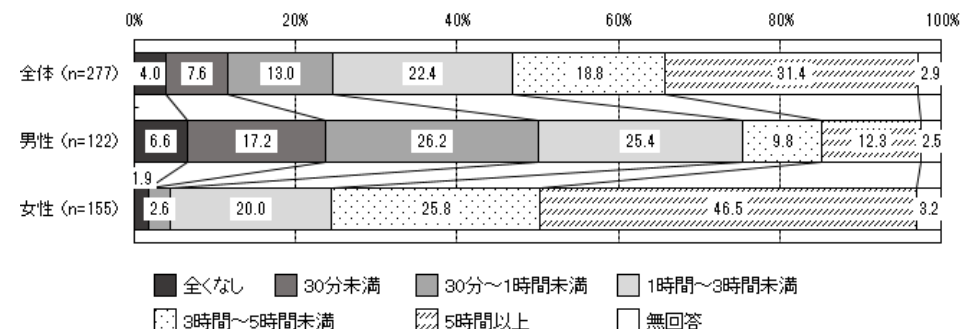
- 勤務日を見ると、男性は「全くなし」、「30分未満」があわせて49.2%と高く、女性は86.4%が「1時間以上」携わっており、家事・育児・介護については女性に大きな負担がかかっている。
- 勤務日以外の日を見ると、男性は「30分～1時間未満」が26.2%、女性は「5時間以上」が46.5%と最も高くなっており、勤務日以外でも女性に大きな負担がかかっている。

勤務日の家事・育児・介護に携わる時間(性別・共働き世帯)



(県女性の活躍推進課「男女共同参画に関する県民意識調査(平成29年調査)」)

勤務日以外の日家事・育児・介護に携わる時間(性別・共働き世帯)



(県女性の活躍推進課「男女共同参画に関する県民意識調査(平成29年調査)」) 23

◆都道府県別 家事、育児、介護等に携わる時間

- ・平成28年社会生活基本調査では、岐阜県の6歳未満の子どもがいる夫の家事・育児平均時間は68分と、全国平均の83分を下回り、全国38位にとどまっている。
- ・一方で、岐阜県の6歳未満の子どもがいる妻の家事・育児平均時間は440分であり、夫との差は372分となっている。

順位	都道府県	夫の家事・育児関連 総平均時間(分)	妻の家事・育児関連 総平均時間(分)	家事・育児関連 総平均時間(分) 夫と妻の差	順位	都道府県	夫の家事・育児関連 総平均時間(分)	妻の家事・育児関連 総平均時間(分)	家事・育児関連 総平均時間(分) 夫と妻の差
1	東京都	121	425	304	21	福井県	81	364	283
2	山口県	103	446	343	25	奈良県	79	443	364
3	群馬県	102	458	356	25	滋賀県	79	434	355
4	沖縄県	99	414	315	25	山形県	79	383	304
4	岩手県	99	365	266	28	高知県	78	440	362
6	佐賀県	96	415	319	28	新潟県	78	349	271
7	栃木県	95	518	423	30	山梨県	77	458	381
8	広島県	90	483	393	31	鳥取県	76	414	338
8	秋田県	90	312	222	32	神奈川県	75	487	412
10	愛知県	89	506	417	32	宮崎県	75	352	277
10	埼玉県	89	478	389	34	青森県	74	405	331
12	大分県	88	475	387	35	愛媛県	70	424	354
13	千葉県	87	505	418	35	福島県	70	373	303
13	徳島県	87	435	348	37	島根県	69	407	338
15	兵庫県	85	478	393	38	岐阜県	68	440	372
15	宮城県	85	462	377	38	熊本県	68	399	331
15	大阪府	85	445	360	40	富山県	65	441	376
18	三重県	84	439	355	41	鹿児島県	63	434	371
-	全国	83	454	371	42	北海道	61	489	428
19	長崎県	83	440	357	43	京都府	60	515	455
20	長野県	82	421	339	44	福岡県	58	443	385
21	静岡県	81	436	355	45	岡山県	57	426	369
21	石川県	81	420	339	45	和歌山県	57	423	366
21	香川県	81	397	316	45	茨城県	57	414	357

データは6歳未満の子どもがいる夫婦と子供の世帯に限定した夫と妻の1日当たりの生活時間。

※1 指定された2日間を15分単位で調査した「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間(週全体平均)。

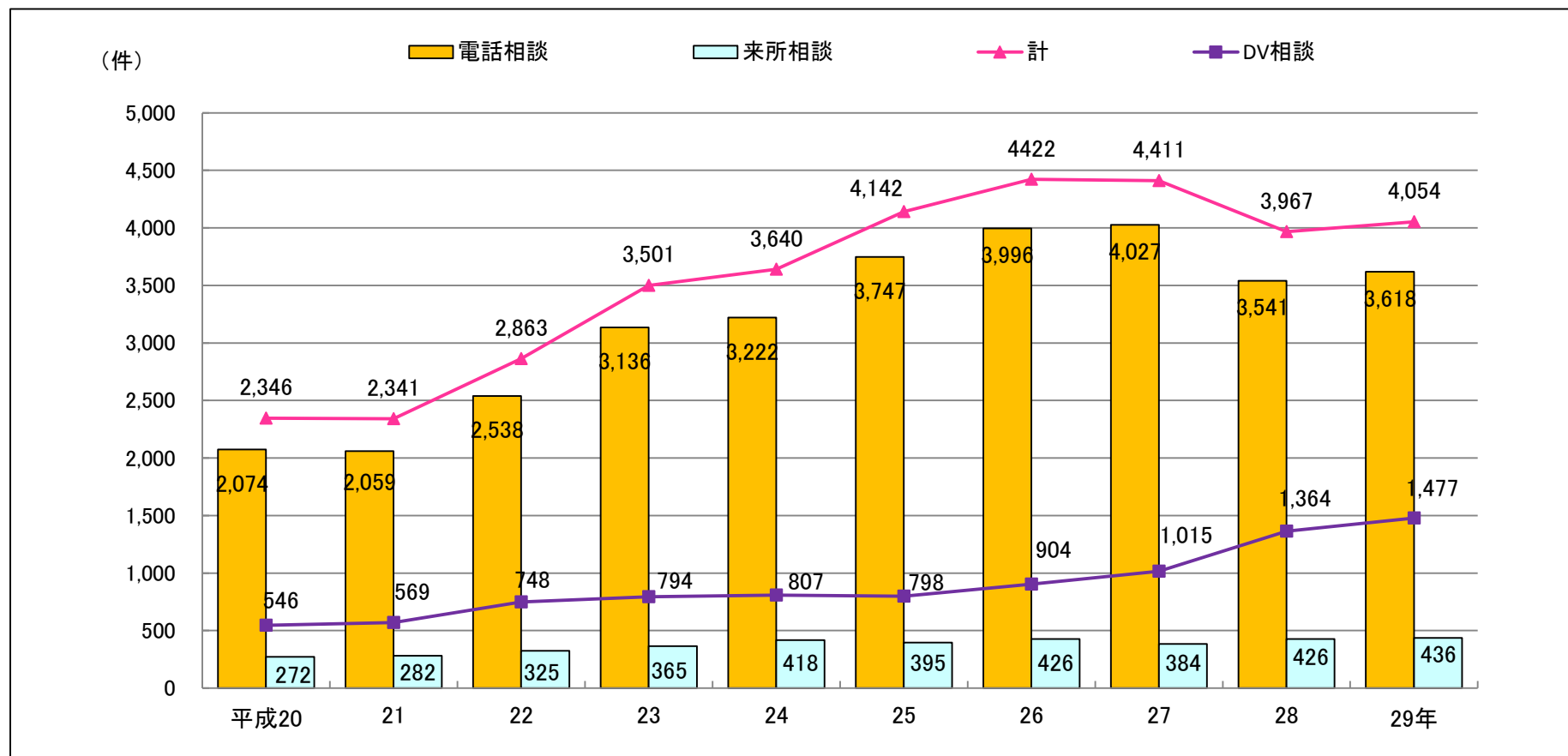
(総務省「平成28年社会生活基本調査」)

(オ) 男女間の暴力の状況

◆ 県女性相談センターの相談状況

- 平成29年度の岐阜県女性相談センターへの相談件数は4,054件で、そのうち電話相談件数が3,618件、来所相談件数が436件となっている。
- DV被害相談は、1,477件と全体の36.4%となっている。

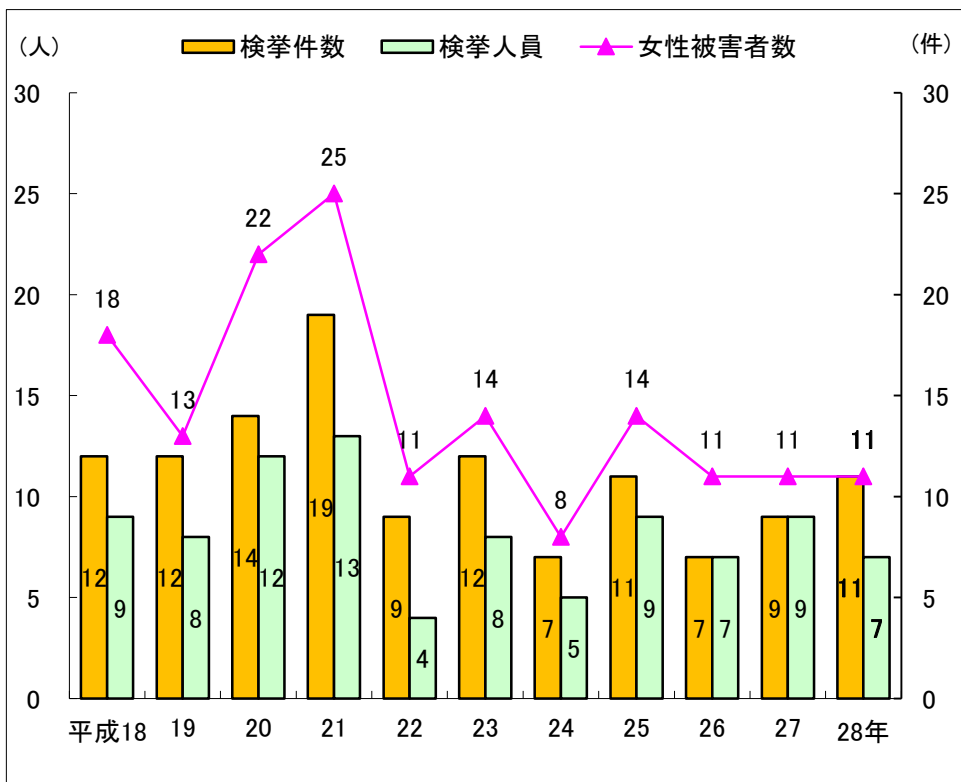
県女性相談センター相談件数の推移



◆性犯罪の状況

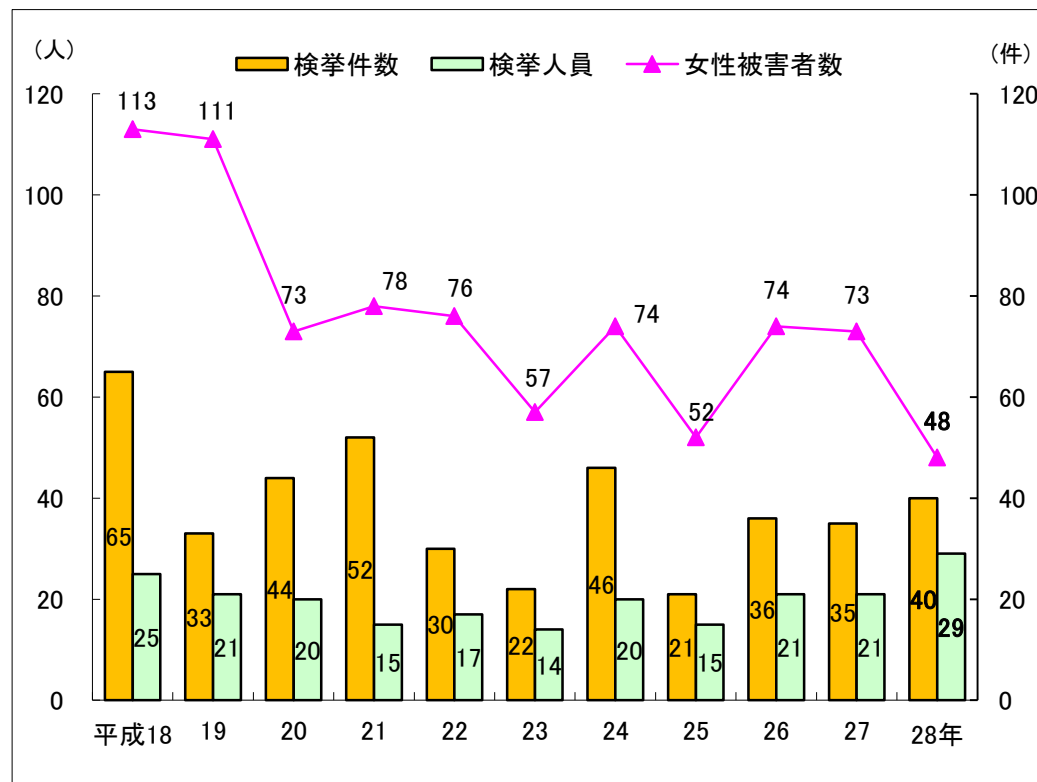
- 平成28年の岐阜県における性犯罪については、「強姦」の女性被害者数は11人、「強制わいせつ」の女性被害者数は48人となっている。

性犯罪(強姦)の推移—岐阜県



(県警本部「犯罪統計」)

性犯罪(強制わいせつ)の推移—岐阜県

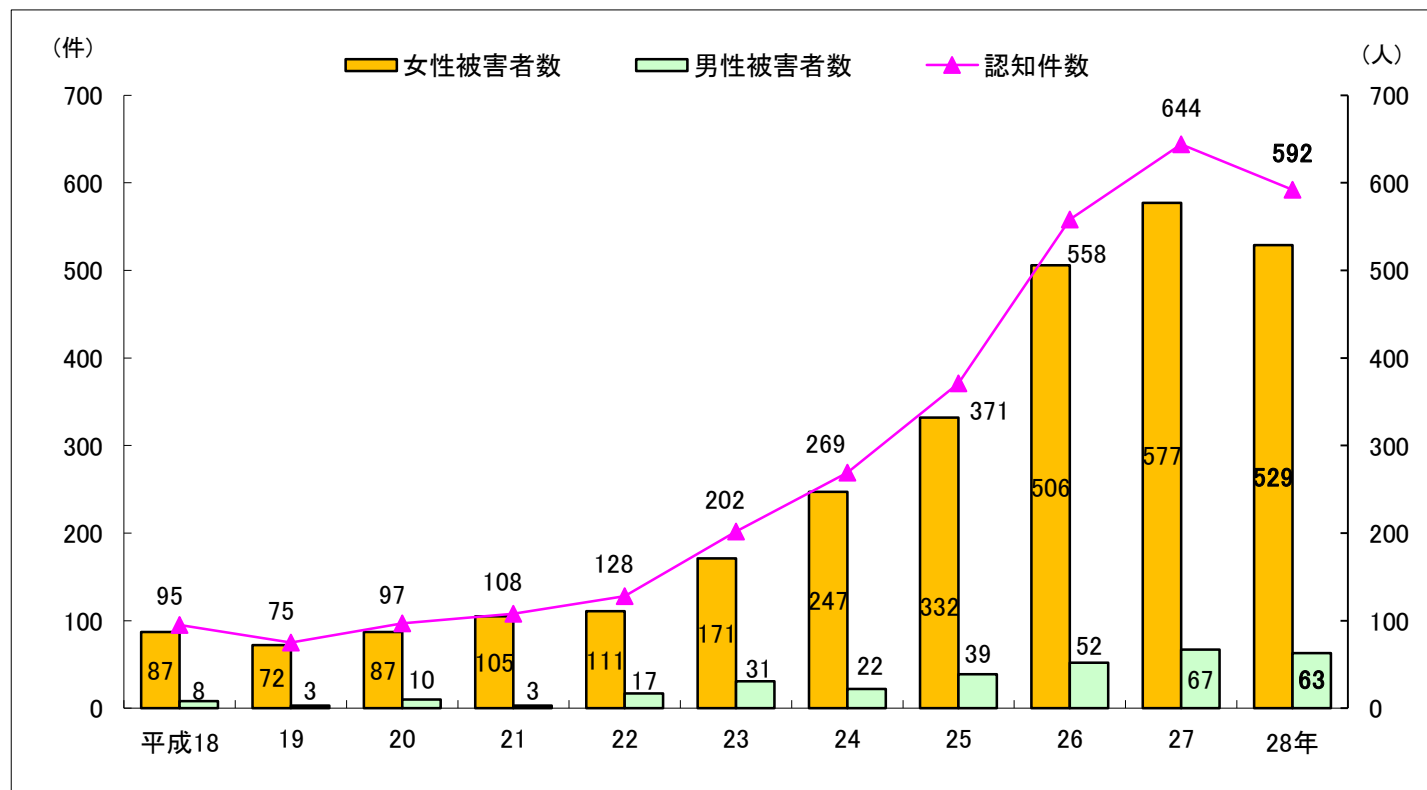


(県警本部「犯罪統計」)

◆ストーカー行為の状況

- 平成28年の岐阜県におけるストーカー事案認知件数は592件で、前年より52件減少し、そのうち女性被害者数は529件で、前年より48件減少した。

ストーカー事案の推移ー岐阜県

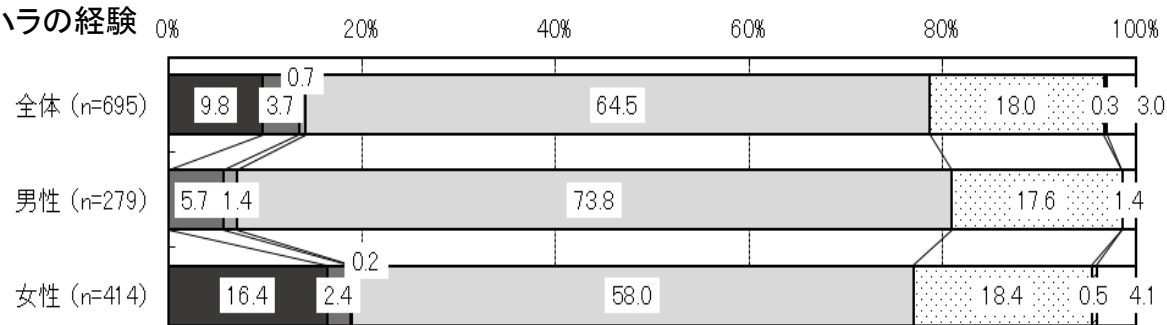


(県警本部生活安全総務課調べ)

◆セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)の状況

- 平成29年に実施した県民意識調査において、「セクハラを受けたことがある」は全体で9.8%となっている。
- セクハラを受けたときに相談した場合の相談先は、「職場の同僚」、「職場の上司」が10件と最も多くなっている。

セクハラの実験



- セクハラを受けたことがある
- 身近にセクハラを受けた当事者がいる
- セクハラをしたことがある
- 経験はないが、知識としては知っている
- 経験はないが、言葉としては聞いたことがある
- 言葉自体を聞いたことがない
- 無回答

セクハラを受けたときの相談先

相談先	件数
職場の同僚	10件
職場の上司	10件
友人	4件
両親	3件
家族	2件
医者	2件

相談先	件数
当事者	2件
労働局(ハローワーク)	2件
警察	1件
大学	1件
社会保険労務士	1件

(カ)ひとり親家庭の状況

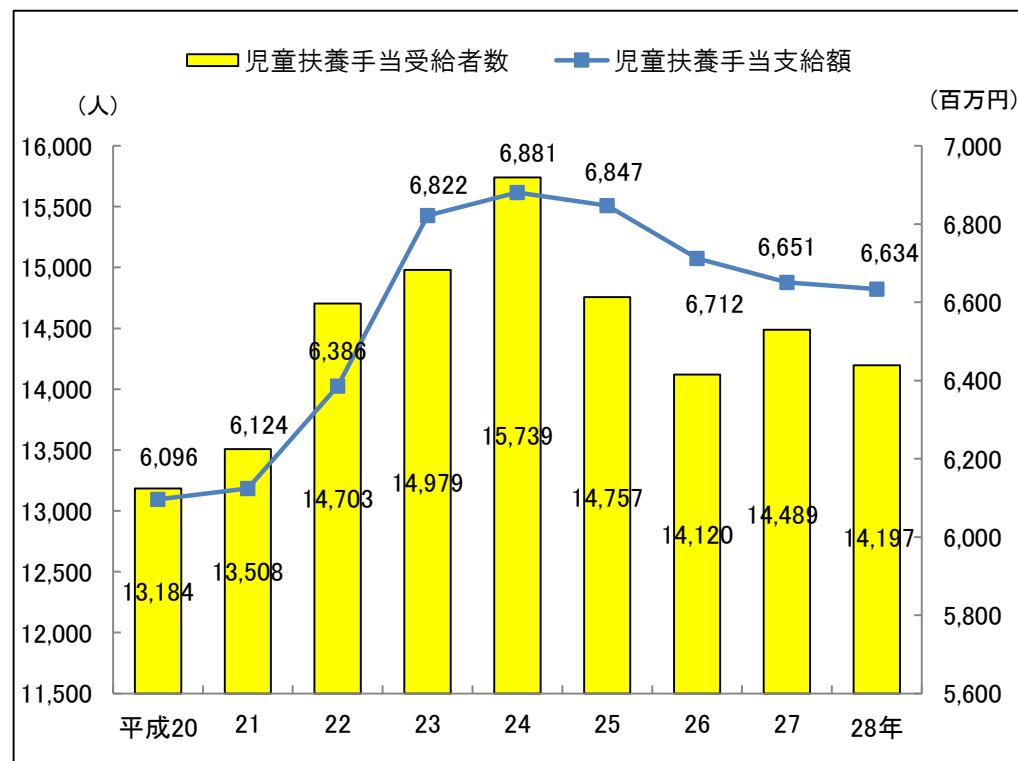
- 平成25年9月現在の母子家庭世帯数は、18,996世帯、父子家庭世帯は1,548世帯となっており、前回調査と比較すると、母子家庭世帯は4.1%、父子家庭世帯は64.0%増加している。
- 平成28年の児童扶養手当受給者数は、14,197人となっている。

ひとり親家庭の世帯数－岐阜県

	H25.9.1(世帯)	H20.9.1(世帯)	増加数(世帯)	増加率(%)
母子家庭	18,996	18,244	752	4.1
父子家庭	1,548	944	604	64.0
計	20,544	19,188	1,356	7.1

(子ども家庭課「岐阜県ひとり親家庭実態調査」)

児童扶養手当受給者と支給額の推移－岐阜県

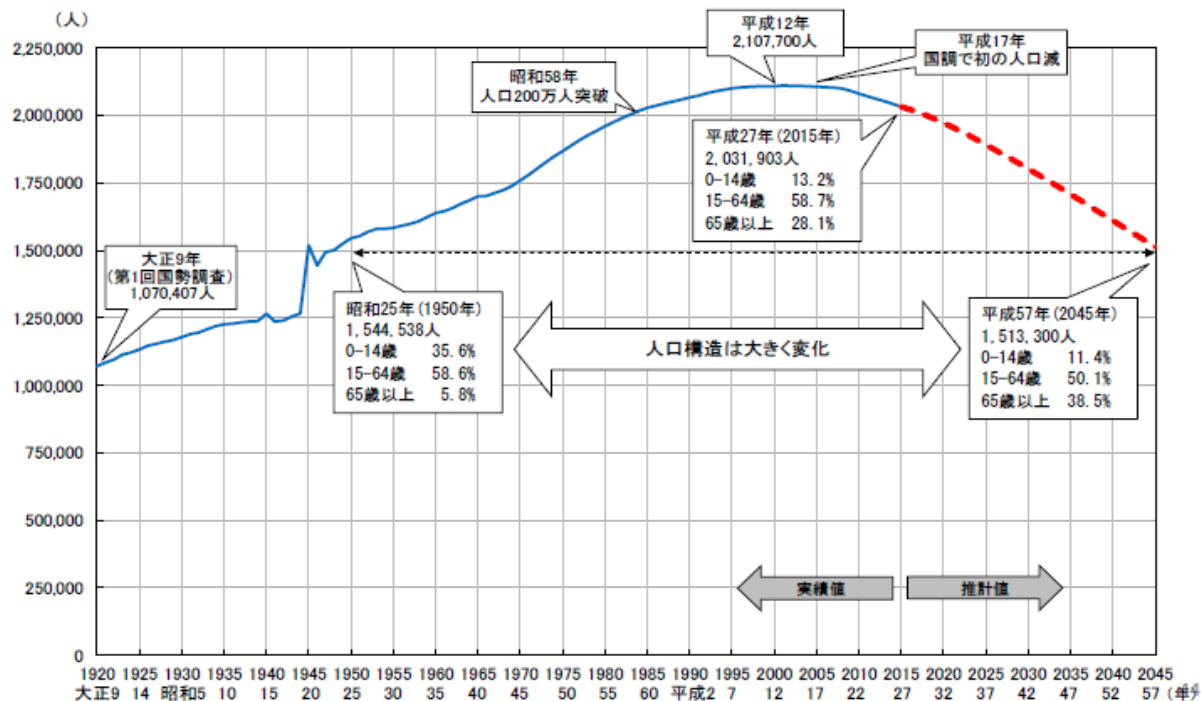


(2) 社会状況の変化

(ア) 人口減少及び少子高齢化の進展

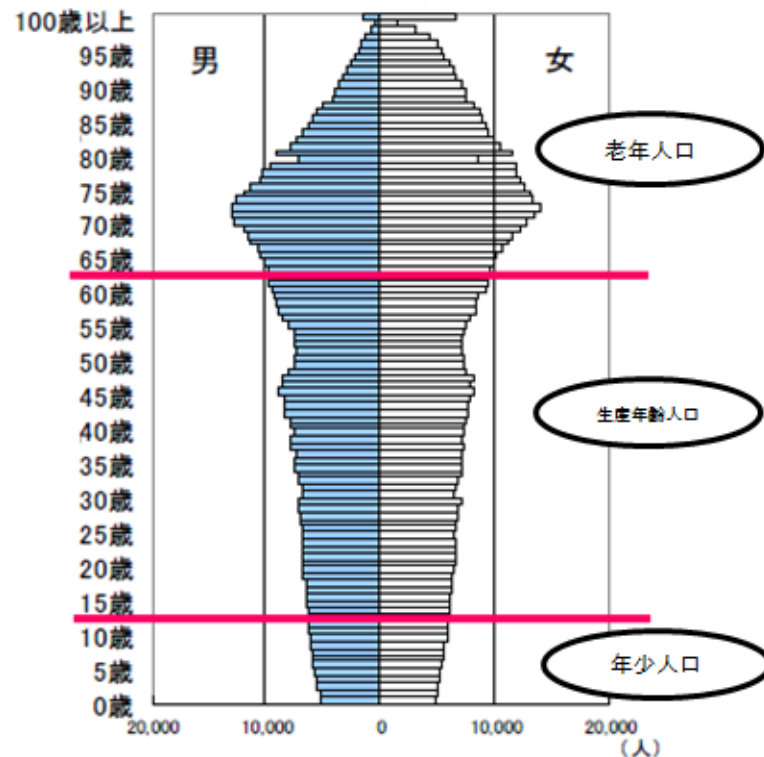
- ・岐阜県の人口は、2015(平成27)年の2,031,903人に対して、2045年の推計人口は1,513,300人となり、約50万人減少すると推定されている。
- ・階層別にみると、64歳以下の人口が大きく減少する一方、65歳以上の人口は横ばいが見込まれ、少子・高齢化が一層進むことが予想される。

岐阜県の人口の推移と将来の見通し



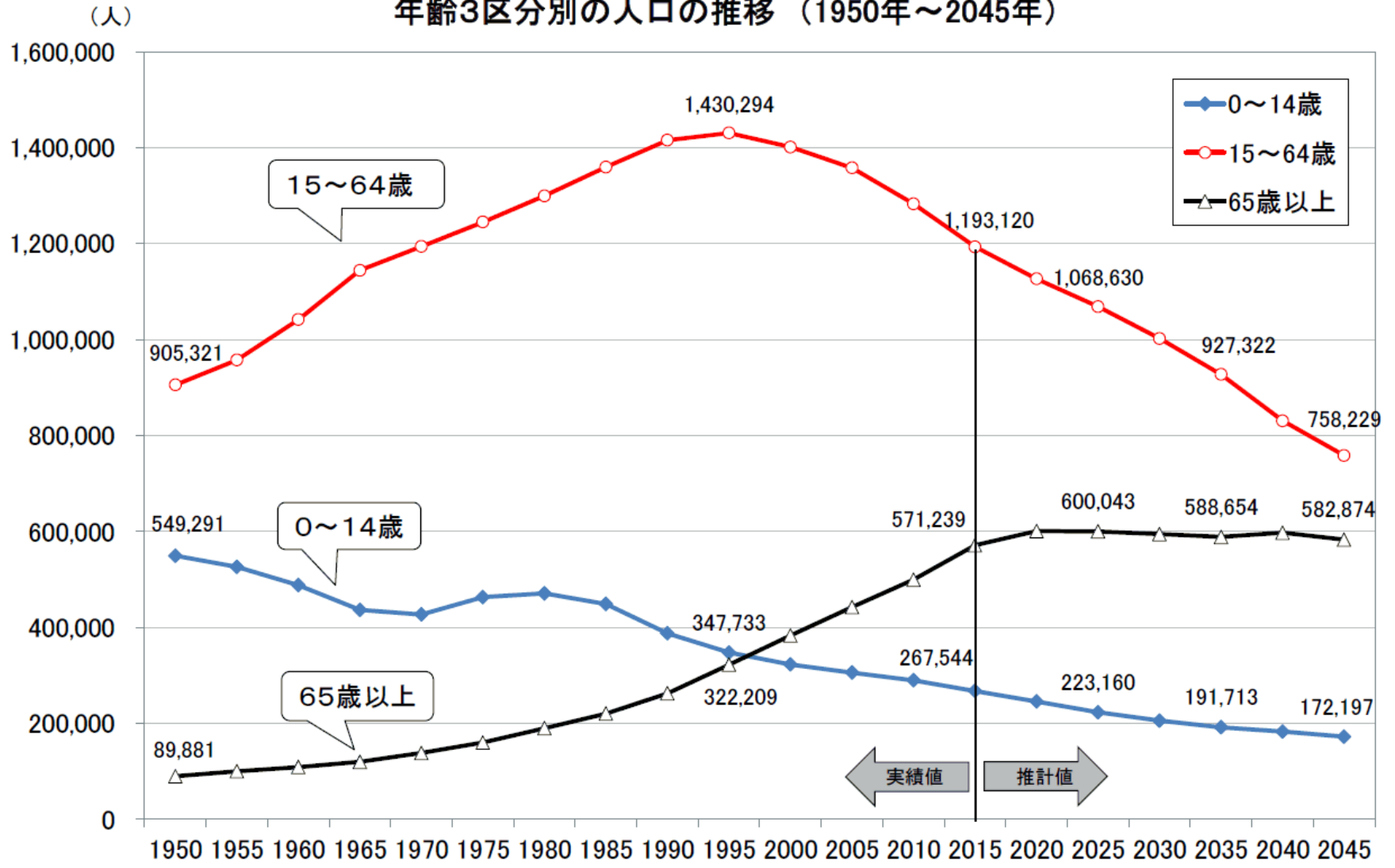
(総務省「国勢調査」)(岐阜県政策研究会人口動向研究部会)

2045年の人口ピラミッド(岐阜県)



(岐阜県政策研究会人口動向研究部会)

年齢3区分別の人口の推移（1950年～2045年）



注) 平成27年の年齢3区分別人口は、年齢不詳を按分した人口。 出典： 国勢調査（実績値）

(総務省「国勢調査」)(岐阜県政策研究会人口動向研究部会)

(イ) 家族形態の変化

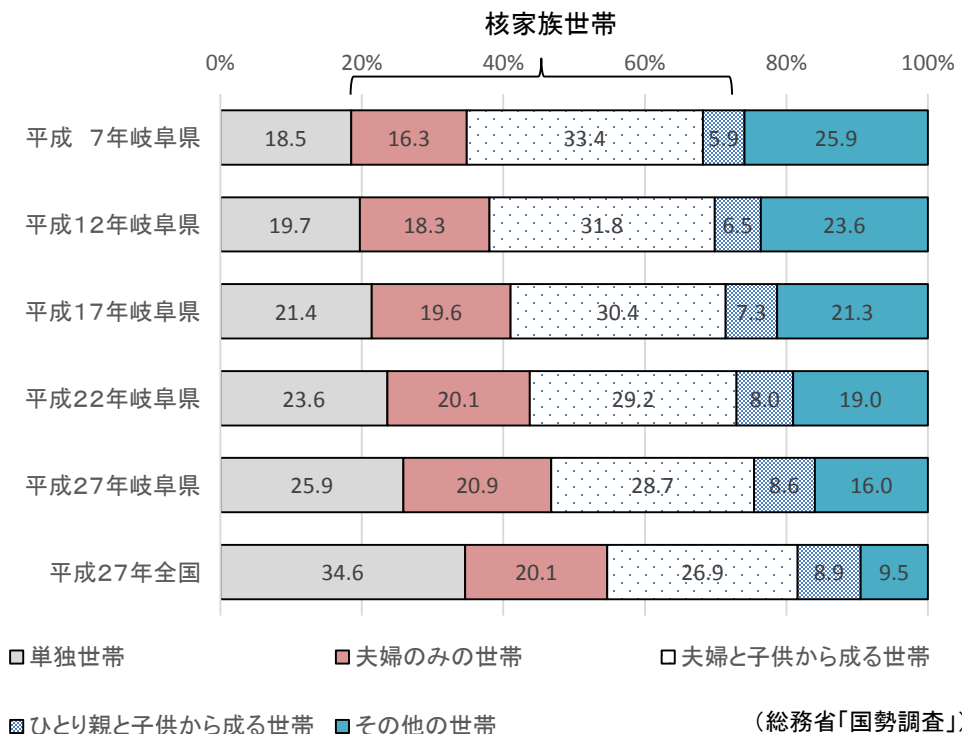
◆世帯構成

- ・平成27年国勢調査では、岐阜県の単独世帯の割合は25.9%、核家族世帯の割合は58.2%となっている。
- ・単独世帯の割合は年々増加しており、平成7年と平成27年を比較すると、7.4ポイントの差となっている。一方、三世同居等のその他の世帯の割合は年々減少している。

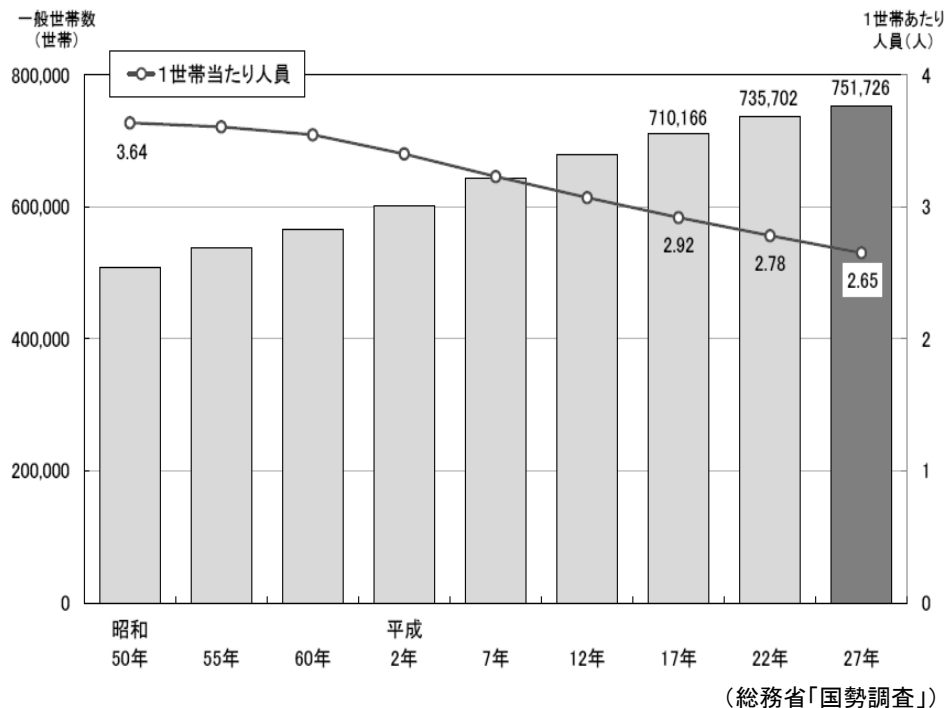
◆世帯の状況

- ・平成27年国勢調査では、県内の一般世帯数は75万1,726世帯となり、平成22年と比べ1万6,024世帯(2.2%)増加し、過去最高となった。
- ・1世帯あたり人員は2.65人と減少し、過去最低となった。なお、県の1世帯あたり人員は多いほうから全国6位。

一般世帯の家族類型別割合ー岐阜県・全国



岐阜県の世帯数及び一世帯あたりの人員の推移(一般世帯)



(3)「岐阜県男女共同参画計画(第3次)」策定以降の社会の主な動き

- 「同性婚」に証明書 東京都渋谷区で全国初の条例成立【平成27年 東京都渋谷区】
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の制定【平成27年】
- 「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)」の採択【平成27年 国連持続可能な開発サミット】
- 国「第4次男女共同参画基本計画」の閣議決定【平成27年】
- 「働き方改革実行計画」の決定【平成29年 働き方改革実現会議】
- 「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」の決定
【平成29年 いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する関係府省対策会議】
- 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の制定【平成30年】
- 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の制定【平成30年】

第3章 政策の4つの柱に基づく施策の方向

1. 第4次計画における重点事項

【現状と課題】

- 男女の地位の不平等感、固定的役割分担意識がある。
- 政策・方針決定過程への女性の参画が進んでいない。
- 子育て期のM字カーブの底が全国より低い。
- 女性の管理職比率が低位（全国40位）
- 女性の働き方では、35歳以上で非正規雇用の割合が正規雇用の割合を超える。
- 男性の家事、育児、介護等への参画が進んでいない。
- 配偶者等からの暴力についての認知度は上がってきているものの、暴力防止に向けた更なる普及啓発が必要

【第4次計画における重点事項】

- あらゆる分野への女性の参画拡大
- 男性の家事、育児、介護等への参画の推進
- 企業経営者や管理職の意識改革
- 男性中心型労働慣行等の変革とワーク・ライフ・バランスの実現
- 女性のキャリアアップに向けた支援や再就職希望者等に対する支援
- 配偶者等からの暴力に関する更なる普及啓発
- 男女共同参画社会の実現を目指した教育・学習の機会の充実やきめ細やかな広報・啓発の展開

2. 政策の4つの柱に基づく施策の方向性

1 あらゆる分野における男女共同参画

政策の柱

施策の方向と主な取組み

【めざす姿】

県民一人ひとりがあらゆる分野で、性別にかかわりなく、主体的な生き方をするための多様な選択や、能力発揮ができる男女共同参画社会の実現を目指します。

(1) 政策・方針決定過程における女性の参画拡大

- ◇政治・行政における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- ◇民間における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

(2) 重点的な取組を必要とする分野における男女共同参画の推進

- ◇防災分野における男女共同参画の推進
- ◇科学技術・学術分野における男女共同参画の推進

(3) 地域活動等における男女共同参画の推進

- ◇自治会活動等における男女共同参画の推進
- ◇地域おこし・まちづくり・観光分野における男女共同参画の推進
- ◇環境分野における男女共同参画の推進

(4) 家庭における男女共同参画の推進

- ◇男性が主体的に家事、育児、介護等に参画できる環境づくり

2 働く場における男女共同参画

政策の柱

施策の方向と主な取組み

【めざす姿】

働く場において、男女が共に能力を最大限発揮して、いきいきと働き、活躍できる社会の実現を目指します。

(1) 女性の活躍推進に向けた組織風土づくり

- ◇経営トップの意識改革
- ◇男性の意識改革、女性を育成できる管理職の養成
- ◇社会全体の気運醸成

(2) 男性中心型労働慣行等の変革とワーク・ライフ・バランスの実現

- ◇働き方改革、ワーク・ライフ・バランス環境の提供
- ◇男性の家事、育児、介護等への参画の推進
- ◇就労・子育ての不安解消
- ◇子育て支援サービスや介護支援サービスの環境整備
- ◇女性を励まし、自信を持たせる仕掛けづくり

(3) 女性の希望に応じたキャリアアップに向けた支援

- ◇女性自身の意識改革、キャリアアップに向けた支援
- ◇再就職希望者や育児休業復帰者に対する支援
- ◇女性の経営者や就業者が少ない分野における女性の活躍推進

(4) 農林業、商工業自営業における男女共同参画の推進

- ◇農林業における男女共同参画の推進
- ◇商工業自営業における男女共同参画の推進

3 人権が尊重され、安全・安心に暮らせる社会の実現

政策の柱

施策の方向と主な取組み

【めざす姿】

性別を理由とする差別や人権侵害を受けることなく、男女が人権としての性と相互の人格が尊重される社会の形成や男女が共に、生涯にわたり健康で、安全に、安心して暮らせる社会の実現を目指します。

(1) 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

- ◇思春期からの暴力予防教育の充実
- ◇配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援の推進
- ◇性犯罪、ストーカー行為等の防止
- ◇セクシュアル・ハラスメントの防止
- ◇人権尊重意識の高揚のための普及・啓発活動等の充実

(2) 生涯を通じた健康支援

- ◇生涯を通じた心身の健康づくり
- ◇保健医療体制の整備
- ◇母子保健・医療の充実

(3) 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

- ◇様々な困難な状況を抱えた人への自立支援
- ◇性的マイノリティ等に対する支援

4 男女共同参画推進の基盤づくり

政策の柱

施策の方向と主な取組み

【めざす姿】

男女平等に根ざす教育が、家庭、学校、地域等において行われ、自らの希望するライフスタイルを選び取る際に性別が障害となることのないよう、男女共に必要な知識等を身につけ、自己の能力を開発、向上させていくことができる環境を目指します。

(1) 多様な生き方の選択を可能にする教育・学習の充実

- ◇学校等における男女平等教育の推進
- ◇家庭、地域における男女平等教育の推進

(2) きめ細やかな広報・啓発の展開

- ◇男女共同参画の理解を深めるための広報・啓発活動の推進
- ◇男性に向けた広報・啓発活動の推進
- ◇企業経営者や管理職等への広報・啓発活動の推進
- ◇調査・研究及び情報収集・提供の推進
- ◇メディアへの対応
- ◇多文化共生社会への対応

第4章 計画の推進体制と役割分担

1. 推進体制

県、市町村、事業者その他の団体等が緊密に連携し、男女共同参画社会形成のための施策・対策を一体的に推進していくため、以下の体制の下に取組を進める。

- 「岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会」の意見聴取
- 「岐阜県男女共同参画社会づくり推進本部」による施策の総合的・体系的な実施
- 「岐阜県職員男女共同参画推進員」の活用による男女共同参画の視点を反映させた事業の実施

2. 役割分担

◆ 県

様々な分野にわたる施策を結びつけ、総合的かつ計画的に施策を推進するとともに、市町村、事業者その他の団体等の取組を支援する。

◆ 市町村

住民にとって一番身近な自治体として、地域の実情に応じた取組を推進する。

◆ 男女共同参画サポーター

男女共同参画についての関心と理解を深めるための活動を行うとともに、県が行う男女共同参画を進めるための施策に協力する。

◆ 事業者、団体、NPO等

県や市町村等関係機関と連携を図り、男女共同参画の視点を持って活動を展開する。

◆ 県民

日常生活（家庭、職場、地域）において、次代を担う子どもたちの良き模範としての男女共同参画の実践をする。